

近世前期肥後における「上方抱下し者」：宇土細川藩を中心として

秀村，選三
九州大学

<https://doi.org/10.15017/7174455>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 8/9, pp.107-142, 1961-03-15. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン：

権利関係：



近世前期肥後における「上方抱下し者」

——宇土細川藩を中心として——

秀 村 選 三

- 一、はしがき
- 二、宇土細川藩における「上方抱下し者」
- 三、「上方抱下し者」の性格
- 四、抱下し後の状況
- 五、上方への送還
- 六、あとがき

一、はしがき

わが国封建社会における下人・奉公人が主家の家権力のもとにあったことは衆知のとおりである。

ところで下人・奉公人の補充・供給は常に家権力のもとの譜代下人乃至コカタの子弟〔云わば「家」内部〕からのみなされるのではなく、まったく家権力の外にあったもの〔「家」外部〕からも補充・供給されるのである。もちろん後者の場合でも、ひとたび「家」内部に摂取されると、家構成員として漸次コカタ化し、譜代化してゆく傾向をもっている。しかし少くとも当初はその性格——ことに奉公関係の成立事情——において、単なる程度の差とは云えぬ質的差違を見せている。云わば前者は伝

近世前期肥後における「上方抱下し者」

統にもとづく保護・恭順関係であるが、後者はお互いに無拘束な取引関係——相手が共同体の外の縁もゆかりもないものならば、どんな行爲をとってもまったく差支えない——であった。しかも、後者といえども当時の主従意識Ⅱ保護・恭順関係に理念的には律せられているため、史料の表面では一見するところそれほど相違するところがないように思われる。しかし我々は史料の表皮に眩惑されてはならない。たとえば、ひとしく年季契約であり、貨幣や現物の授受・給与があろうとも、それぞれの奉公人のおかれた条件と意味とは相当異なっているといわねばならず、その解明は特に必要とおもわれる（もちろん相互に影響しあっているが）。

小稿では右に云う家権力の外部——「家」外部から補充・供給されてくる奉公人の一例として、近世前期の肥後において多数見られる「上方抱下し者」（上方抱者・上方奉公人）をとりあげ、その性格の若干を考察してみたいと思う。というのは、ここに窺う諸事情・諸性格はわが国の雇用史に後年まで色濃くつきまといっているようにおもわれるからである。

さきに筆者は近世（ことに前期）九州各地に——博多・対馬・肥前五

島・豊後府内藩・日向飲肥藩・薩摩藩——上方奉公人・上方抱下し者・上方抱者などと称せられた者の存在したことに注目し、それぞれ史料を紹介し若干の疑問を述べておいた。^(一)その際、飢肥藩の人買船模稜丸の事件を指摘し、これが如何なる経過をたどり、如何なる結末に終わったか知り得ないのを遺憾とする旨録しておいたのである。ところが、はからずもその後小寺鉄之助氏によって此の事件に関する詳細な史料が紹介され、さらに幕末・明治初期まで日向地方には他地方よりの人身買下しの事実があったことを指摘されたのである。今後も注意すれば、この種の史料に接する機会は多く残されているとおもわれる。^(四)

ところで筆者は前稿において肥後宇土藩の文書に、正保三年「御切米取衆上方ヨリ拾年切之奉公人男女によらず抱置不申衆」なる史料のあることを指摘し、このことから逆に宇土細川家の家臣中には「上方ヨリ拾年切之奉公人」を抱置いたものが相当数存在したのではないかと推測しておいたのである。その後、九州文化史研究所架蔵宇土細川家文書の未整理文書中に「上方抱下し者」関係の文書のあることを教えられ、探ってゆくうちに相当数の文書を得たのである。一方藩政史研究会によって熊本細川家北岡文庫の膨大な文書群を調査する機会も与えられた。これらによって肥後の上方抱下し者について或程度考察し得るようになったので、前稿の補足の意味もあり一応とりまとめることにしたのである。もちろん不明な点を少からず残しているが、わが国雇用史の研究が単に賃労働形成史の面のみでなく——もちろん雇用史の最大の問題、点はそのにあるとおもうが——、諸種の奉公人関係の多様な把握が雇用史の全面的考察——ひいては幅広い視野での賃労働形成史の研究——の基礎作業となり得るとおもわれるので、小稿もかならずしも無駄ではあるまい。

(一) 拙稿「下人に関する史料覚書三題」(宮本又次編『九州経済史編集』第二巻所収)の(一)九州における上方抱者。

(二) 小寺鉄之助著『宮崎県近世社会経済史』一七〇二九頁。

(三) 同右、特に三〇〇四〇、七七、三七三、四、四〇二、五頁等。

(四) 豊後地方の諸史料に見える「おこし奉公人」も小寺、前掲著二六頁の記述と考合わせるとき同様のものとおもわれる。

二、宇土細川藩における「上方抱下し者」

宇土細川藩は熊本藩が正保三年(一六四六)六月細川行孝に宇土・益城二郡の内三万石を内分したのにはじまる。もともと寛永九年(一六三二)肥後入部後、藩主忠利の父忠興(三斎)は四男立孝・五男興孝と共に隠居料九万石を以て八代城^{やつしろ}に入った。その後三斎には三万七千石、立孝に三万石、興孝に二万五千石を宛行われたが、八代領として一体であり、家臣団も夫々に分属したわけではなく「八代之者」として一本であった。しかも八代のもつ力は強く「城番というよりも……治外法権的な独立支藩的性格のものであった」という。^(一)

しかるに正保二年(一六四五)閏五月立孝卒し、同年十二月には三斎卒したため、翌三年には長岡(松井)佐渡が八代城代として入部し、立孝の子行孝(宮松、帯刀、丹後守)は八代より転じて宇土に入り、支藩を創設せしめられた。この際八代家臣団の一部は本藩に戻り、一部は御暇を賜り、僅かに一部が宇土に従い、本藩より新しく家臣が付けられたという。^(二)佐方与右衛門が家老を申付けられた。^(四)このため正保三年は宇土藩創始の重要な年であり、後に引用する史料を見ても分るように、正保三

年乃至その後の史料が相当多い。これは八代より宇土に転ずるについて諸種の調査があり、また八代家臣の御暇に伴い、それら家臣に抱下されていた者の処置についても当然記録されることが多かったからと思われる。また引用する史料も正保三年六月以前のものは、八代における三齋（忠興）・立孝（中務大輔）時代、乃至三齋死後宇土転封までの時代のものであることを特に注意しておきたい。

なお主題と直接かわりはないが、初期宇土藩の財政的規模をうかがうために次に二通の史料を掲出する。

『端裏書』

「帯刀様御知行御蔵入、給人知さし引残米之目録、山本又兵へ、・西郡六兵へ方仕候判形之在之候ハ十二月五日ニ江戸ニさし上ケ申候、其とめ也」

覚

一、撫高三万石内 壹万百拾石四斗五合壹勺式才

宇土郡

壹万九千八百八拾九石五斗九升四合八勺八才 益城郡

内

壹万九百拾九石八斗壹升五合六勺ハ

御給知ニ渡分

残テ壹万九千八拾石壹斗八升四合三勺

御蔵納分

内七千四百石五斗 御切米御ふちかた米ニ被遣分を四ツ式分ノ

高積ニメ如此也

猶メ壹万九百七拾五石六斗八升四合三勺

此高ニ四ツ式分ノ御物成、延口米加テ、六千三百三拾七石五斗三升余右ハ熊本分之渡リ免ニ仕候へ共右之免付分不足可在之様ニ存候、以上、

正保三年十一月吉日

山本又兵衛判

西郡六兵衛判

佐方源右衛門殿

熊谷新太郎 殿

すなわち正保三年では給知壹万九百石余を引き蔵納壹万九千石余であ

近世前期肥後における「上方抱下し者」

るが、このうち切米・扶持方米を高積りにして差引くと純然たる蔵納物は約壹万二千石。したがって本藩よりの渡り免四ツ式分になると物成六千三百石余であり、これでは不足したらしく、物成九千四百石余としており、四ツ式分よりはるかに高率であった。

すなわち次の通りであった。

『正保三年分御物成大積之覚』

一、撫高壹万九千八拾石余

益城郡分
宇土郡分

此物成延テ九千四百四拾八石余

内千九百九拾三石余ハ村々人畜売不申候へハ上納不成分、後日之御為ニ候間、

吟味之上追免又ハ借延ニも可被仰付候

残而八千貳百五拾五石也

内

一、貳千五拾石余

御屋敷地形請代米、夫飯米、立法院様・御三様御家立

一、五千五百六拾石余 御切米、御扶持方、大坂上り、長崎御かい物御茶代、

一、五百石ハ 其外御遣方口御賄銀十五貫ノ代米共ニ

御作事方ふきかや・縄・かつら・すさわら・御たし材

米代米、未切手不濟分

差引残百四拾石余

右之外ニ江戸ニ而之御借銀も大分御座候、此御返弁もメ今無御座口、其上当七月迄ノ御賄銀、御借銀ニ而上り申外御座有間敷候、以上、

正保四年□月廿六日

山本又兵衛

（花押）

西郡五石衛門

（花押）

佐方源右衛門殿

（花押）

熊谷新太郎 殿

これを見ると、初期より財政的には相当苦しかったように思われる。なお文藩ではあるが、本藩の諸史料に見える所では本藩の最大の給人でもあった（あたかも肥前鍋島藩の諸支藩のごとく）。

『帯刀若輩故重立たる儀者、宇土留守居之者、熊本家老共之差図を受、仕置申付候由云々』とある如く本藩の支配が強固に及んでいたともわれる。

以下宇土藩における「上方抱下し者」について考察したい。

さて江戸幕府法では人身売買・人勾引・長年奉公等の禁止、奉公期間十年切の規定はしばしば令せられているところであって、ことに元和・寛永期には頗繁であった。しかしながら、中世以来の人勾引^(七)・人身売買業者〔所謂商人〕は残存しており、また窮乏せる民衆は子女や身自らを売り、或は譜代奉公・長年奉公に入らざるを得なかったことは各地の具体的な史料がそれを如実に示している。たとえ、かかる違法的なものではないにせよ、幕法の許す最大の期間十年切の契約をもって奉公に入ることとはきわめて多く（或る場合は永代を十年切でカムフラージュする）、ことに飢饉の場合はその事情を激化せしめたのであった。

寛永十九（一六四二）二十年（一六四三）の飢饉も、その惨状は諸書に見えるところであり、上方一特に京・大坂一からは多数の者が西国へ抱え下されたようである。細川本藩（熊本）に対する「寛永廿年七月廿九日貞源公方御家中之御書之内」には次の如く見えている。

『一、京・大坂つまり候而、奉公人多多在之ニ付、男女諸国へ下候、就其、其元へも参来候由、十年を切、給分やすく候ニ付、何も召抱請状皆仕候由、凡其意ニ惣而上方を下候奉公人ハ上方ニめし置候侍共我請人をよく立たせ、十年を切、それより上ハ公儀之御法度候間、能相改、以来出入無之様ニ仕、可召抱旨、最前

申渡置候、若又隣国へ上方を請下奉公人、と風国へ参、奉公仕者も可在之候、第一やすき奉公人ニ候間、家中之者召抱度可存候、然共十年切之書物をさせ、扱請状惣ニ無之候をハ召置間敷候旨、從最前申渡候、然とも又末々ニテハ無吟味成事も可在之旨、堅可申付候事』

これによっても、かかる抱下し者の数は相当数に上ったと思われる。

十年切の給分やすき奉公人であり、諸藩の上方詰の侍が請状をとり、抱下したものである。抱え下すにあたっては夫々の藩の蔵屋敷に届けねばならなかった。無断に抱え下すこと、十ヶ年以上の奉公は禁止されたのであって、大坂においては寛永廿一年（一六四四）七月廿二日に各藩蔵屋敷の侍・蔵元町人・船宿がその嚴守を誓約しているのである。^(一〇) しかも飢饉直後の寛永廿一年のみではなく、慶安元年（一六四八）にはさきの

寛永廿一年以後蔵元の者も替り、年数も久しくなったので、再び御書出あり。六月五日には蔵元侍・蔵元町人・船宿が同様に誓約したのであった。^(一一) その後も細川本藩の触状によれば延宝六年（一六七八）七月廿一日

・天和元年（一六八一）十二月十一日にそれぞれ右と全様の誓約をして

いる。単なる形式的反復でなかったことは、西国諸藩へ多数の者が抱下されていたこと一前稿で窺った諸藩の事情を考うれば理解されるとおも

う。しかも上方より人をかどわかし西国へ連下することもあったため、寛

文八年（一六六八）十二月には大坂船奉行より大坂川口出船を嚴重に改

め、不審なる者の連れ下られることを防止しようとしたのである。^(一二) した

がって翌九年正月には細川藩の大坂詰の役人（身分不詳、大坂御奉行？）生

田又助は、従来京都より肥後へ抱え下していた男女は何ら彼に届なく抱下されていたが、向後彼より舟手形を受けなければ肥後へ抱下することが出来ないの、京詰の役人（細川家の）の手形を受けた後さらに彼にも

	契約又は抱下し 年 月 日	抱主	奉公人 (年齢)	生国又は 抱え地	年 季	身代金	人主(やり主)	請人	口入	備考
1	寛永19. 閏 9.6	志 水 清 安	さご	京	10 年	—	—	やなきのはゝ通り 口まノやくし町, 少兵衛。ちやうめ いし通り両紙町, さご母	かわら町 ちい	気に入らず身自由と なる 正保3年7月 差上せ
2	" 19. 10. 17	恒 屋 権左衛門	たあ (23)	大 坂	10 年 (寛永20年 2月より)	銀子 130目	—	大坂あゝ嶋町 重 兵 衛	平野町七丁目, 重 左衛門 (とのまへ)同町八 丁目 与四右衛門	正保 5 年正月差上せ (正保 4 年冬出生の 娘と共に差上せ)
3	" 19. 10. —	浅 井 茂 太 夫	たつ (16)	大 坂	10 年 (寛永20年 2月より)	御切米 銀70目 請取	はくらう町 おや 淨心	はくらう町 こんや 善二郎	仁 左 衛 門 (殿前口入) 与四右衛門	慶安 4 年10月差上せ 11月26日 請取
4	" 19. 10. —	宮 部 市左衛門	あい (36)	京ノ大仏		捨銀 75匁	—	—	—	寛永21年 5 月 逃亡
5	" 19. 10. —	同 上	つる (28)	京都, 藪ノ下		捨銀 75匁	—	—	—	同 21年 6 月 逃亡
6	" 19. 11. 18	仁 保 太 兵 衛 (本抱主 魚住平左衛門)	なへ	京	10 年 (寛永20年 より)	御捨銀50目 請取	—	おや 新右衛門 京五条今て川町 太兵衛	伏見風呂屋町 平太夫	慶安 4 年11月差上せ
7	" 19. 11. 28	福 山 源 次	むめ	大 坂	10 年	80 匁	むめ親利右衛門	弥七郎	由右衛門	承応元, 12. 7 差上せ請取
8	" 19. 12. 28	辻 才 兵 衛	おごう (12)	京		しち物	京中たちうりかし や町おごう親, 伊左衛門	京中たちうりかし 七左衛門 ささや町七左衛門 出水通り半右衛門	連判 きもいり 大坂豊前座 魚屋 加藤伊兵衛	役に立たず 正保 3 年 5 月差上せ
9	" 20. 1.	緒 方 半右衛門	万 (31)	京	—	—	—	—	—	相対之上にて縁付
10	" 20. 3. 24	谷 三 丞	とら (27)	京						相対之上にて縁付
11	" 20. 5.	緒 方 半右衛門	むく	大 坂	10 年	40 目	大坂南御堂前長 清寺かし屋 むく親右衛門 同はゝ親	請人少左衛門名代 大坂渡部町, 家持 あこや市郎右衛門	大坂平野町11丁目 仙庵かしや 市郎右衛門	承応 2 年 6 月差上せ
12	" 20. 6. 6	飯 尾 佐右衛門	たつ	京	10 年		やり主 あい之町通り二 条上ル町 新右衛門	東之とい通五丁目 与 八 郎		役に立たず 正保 3 年 5 月差上せ
13	" 20. 6. 20	倉 田 久三郎	甚蔵 (9)	伏見大手筋 町(道中に い)	永代者	(貰受)	甚 蔵 親			正保 3 年 5 月差上せ
14	" 20. 7. 19	御大工 清兵衛	菊 (31)	京	—	—	—	—	—	相対之上にて縁付
15	" 20. —. 8	伊 藤 七 兵 衛 (本抱主余宮内?)	とら (6)	大 坂	永 代		(親) 天満こし よし はゝおや			
16	" 20. 9. 8	松岡弥次右衛門	たね (18)		永 代	60 目	饅谷 7 丁目 おや 庄兵へ	饅谷 7 丁目 九郎右衛門	内安土寺町 長左衛門 平野町市郎右衛門	
17	" 20. 9. 15	恒 屋 権左衛門	つる	京	10 年	御給銀30目 請取	やり主, 出水大 宮西へ入町, つる母	魚棚通中務町 加兵衛	西寺町相福寺の町 九郎右衛門	正保 5 年正月差上せ 3 月 2 日 請取
18	" 20. 9. 17	山 本 又 兵 へ	はる (13)	大 坂	永 代	30 目	—	天満 5 丁目 久右衛門 同町, 木屋新蔵かか 〔きも入 豊前座 しわく屋清左衛門〕	天満5丁目 ふちか かか 大坂平野町 1 丁目 市郎右衛門 〔きも入 豊前座 しわく屋清左衛門〕	てんかん煩医師ずい あんへ遣え, 正保 3 年 5 月差上せ
19	" 20. 9. 19	山 田 三右衛門	たけ	京	10 年			三条之坊門おいけ 通り石橋町, 油屋 仁右衛門		役に立たず 正保 5 年 3 月差上せ
20	" 20. 9. 23	熊 谷 新 太 郎	かめ	京	10 年 物	元銀 45匁借用 (利足1ヶ月 10匁=2分宛)	(親) いわかミ通... 伝右衛門	二条二丁目ほり川 あめや丁 久左衛門	とひのかうします や町 与三左衛門 長 兵 衛 門 六 右 衛 門 六 左 衛 門	
21	" 20. 9. —	福 知 平右衛門	いち	京	10 年		(親) ふや町通 り二条上ル町ほ てや町, 彦右衛門	冷泉寺通木屋町 伊 兵 衛	(肝煎口入) 千本 町おつのかか, 木 屋町 長右衛門	慶安2年11月差上せ " 3年12月3日請取
22	" 20. 9. —	八代 中津や 清十郎	仁介	大 坂	10 年	20 匁	(親) 丈尊町大 塚や新左衛門借 屋, 八右衛門			
23	" 20. 12. —	魚住万五郎 (本抱主, 宮之 地, 神宮寺)	吉十郎 (さうり取)	京 都	—	65匁4分				転々 3 ク所に転売さ る
24	" 20. —. —	奥 村 権 四 郎	助蔵	伊勢, 関之 地藏 (こつじき)						正保 3 年 5 月差上せ
25	" 20. —. —	御加子, 勘左衛門	六蔵 (11)	伏見・京橋 (こつじき)						養子に連下る 正保3年5月差上せ
26	" 20. —. —	井 関 九 太 夫	いぬ (女之子)	京						京衣之たな玉屋七兵 衛ひろい候てくれ候 正保 3 年 5 月差上せ
27	" 20. —. —	宮喜田権右衛門	熊蔵 (12)	大津 (こつじき)						正保 3 年 5 月差上せ
28	" 20. —. —	杉 野 新 助	五郎 (13)	伏見・京橋						
29	" 20. —. —	矢 野 津 太 夫	づんぼう (16)	三河国吉田 (ひろい申 候)						
30	" 20. —. —	加 来 兵右衛門	かめ	京	10 年					慶安元年 4 月差上せ
31	" 20. —. —	白 石 少 三 郎	かめ	宇 治	10 年					承応 2 年 2 月差上せ
32	〔寛永 20 カ〕	佐 方 与左衛門	みや		10 年		〔柴大宮町ミヤ 母, 第七兵衛〕			承応 2 年11月差上シ 請取
33	〔同 上〕	村 上 金左衛門	うめ	京 都	10 年		〔むめはゝ, 吉十郎〕			承応 2 年 6 月差上シ 請取
34	〔同 上〕	福 山 源 次	ふく	京	10 年			} 〔猪熊と大宮ノ 間, 大文字町 与右衛門〕		承応 2 年 6 月差上シ 請取
35	〔同 上〕	"	かめ	京	10 年					同 上
36	〔同 上〕	芦 田 十左衛門	つる	京	10 年		〔れんたい口か ミね, つるお や 長左衛門〕			同 上
37	寛永21. 1. 8 (正保元)	香 市 右 衛 門 (本抱主 御奥 方御看所)	む□ (16) (く)	京	10 年		(親) あわた口 はかけ町伝兵衛	市 郎 右 衛 門	三条小橋かか	役に立たず 正保 3 年 5 月差上せ
38	" 21. 1. 11	山 田 三右衛門	いと	京	10 年			五条通り弓屋町 いと 母 同町 六 兵 衛	与三右衛門	同 上
39	" 21. 1. 11	山 田 三右衛門	かへ	京	10 年			十楽 本丸町 長兵衛	本丸町 長 蔵 松原下ル大宮通 少兵衛	同 上
40	" 21. 1. 19	山 田 三右衛門	なつ	京	10 年			黒門通り小大門町 少兵衛 同町 なつ母	篠屋町 七右衛門 本丸町 長兵衛 えの木町 加兵衛	同 上
41	" 21. 3. 16	倉 田 久 三 郎	せん (8)	京	永 代		せん親			正保 3 年 5 月差上せ
42	〔正保 2 以 前〕	細 川 三 斎 様	だい	京						
43	"	御上臈 (御三様へ 被進候)	はぎ	京						
44	"		ひさ	京						
45	"		御ちよ	京 諸 町				親, 諸町如休		慶安 2 年10月差上せ
46	〔正保 2 以 前〕	三 斎 様	(姉) ふり (妹) らく	京 京	} 永 代		親, 京下たちう りげんしやう町 はくや 喜兵衛			正保 4 年11月死亡 慶安2年9月10日宇土 にて御暇, 親受取る
47										
48	〔正保 3 以 前〕	猪 尾 佐右衛門	— (食たき)	京						正保3年差上せ
49	〔正保 4 年以 前〕	矢 野 久 三 郎	こなつ	宇 治						病氣, 役に立たず 正保 5 年正月差上せ
50	〔慶安 4 以 前〕	山 本 又 兵 へ	たま	京						慶安 4 年10月差上せ
51	〔承 応 2 以 前〕	井 上 十 兵 衛	きく		10 年		〔親 御幸町口町 与兵衛〕	〔出水町 作兵衛〕		承応 2 年11月差上せ 請取
52	明暦 3. —	片山六郎右衛門	たま	備中庭瀬						寛文4年閏5月差上せ
53	寛文11. —	岡 兵 太 夫	ゆり	京諸町通り 一条上ル小 島町	10 年					延宝 2 年18才, 病氣 延宝 2 年 2 月差上せ
54	〔延 宝 2 以 前〕	高木四郎右衛門 妹くら (藩主の 母の御女中)	ます	京 都						延宝 2 年 19才
55		志 方 半 兵 衛	六蔵	上 方 者						奉公中に死亡
56		志 水 清 安	くり	上 方						

- 抱下シの年代を推定せるものは〔 〕に入れた。
- 人主なる文言は史料に見えないが, , 親, やり主と見える時は人主欄に記入した。人主は, 同時に請人であることが多く史料に請人と見える場合はすべて請人の欄に入れた。
- 人主, 請人, 口入等で〔 〕に入れられたものは差上せ, 請取の際の史料に見えるものである。

届出づべきこととしたのである。^(一五) それにしても、なお人身取引により連下された者は後を絶たなかったものではあるまいか。^(一六)

かくて正保三年（一六四六）六月現在において、宇土細川藩内の抱下し者は左の通りであった―前述のごとく正保三年六月に宇土に転じたのであるから、むしろ八代時代に抱え下されたものである。

『（附箋）「上方へ抱下候男女人数ノ一紙」

人数惣合参百貳拾四人ハ 男女

内

百六拾七人ハ 女拾年切

参拾壹人ハ 女拾年切 しち物

六拾壹人ハ 女永代者

八人ハ 女拾年切相果申候者

八人ハ 女拾年切今度上方へ上り申候者

参人ハ 女拾年切縁二つき申候者

貳人ハ 女養子

貳人ハ 女拾年切身自由ニ成申候者

貳人ハ 女拾年切走り申候者

貳人ハ 女永代者相果^(申)候者

壹人ハ 女永代者さいせん上方へ上り申者

貳拾貳人ハ 男永代者

五人ハ 男拾年切

五人ハ 男ひろい^(者)口

貳人ハ 男養子

壹人ハ 男永代者さいせん上方へ上り申者

壹人ハ 男ひろい者相果申候者

壹人ハ 男永代者相果申候者

已上

男数合参拾七人也

近世前期肥後における「上方抱下し者」

女数合貳百八拾七人也

正保三年六月廿八日

永屋安右衛門（花押）
熊谷新太郎（花押）

長岡 河内守殿
佐方与左衛門殿
志方半兵衛殿

男に比べて女が圧倒的に多く、女は十年切の者が多いが永代者も相当あった。男では永代者が多い。具体的に知り得る奉公人を簡単に表示すれば別表のとおりである。彼等の奉公条件・性格等を次節にうかがうこととする。

註

（一） 簡単に『寛政重修諸家譜』第一輯六三〇頁、「本藩年表」上（北岡文庫所蔵）、生田宏著『肥後近世史年表』等を参照せよ。

（二） 森山恒雄、肥後藩統治に関する一試論（『地方史研究』第四四号）。

（三） 森山恒雄氏の御教示による。

（四） 八代之侍共ニ申渡覚（元和九年）慶安二年迄雜事、北岡文庫所蔵）。

なお右の覚には

『一、暇を乞申候侍共先知ニ而何も我等可召出事、但人ニより他、国、江、可、参、と存者ハ心儘ニ申付候事、

一、切米取暇、遣候者ハ当年之切米半分我等かたゝ遣候事、

一、三斎様御供仕候者之妻子ハ熊本へ召寄せ候事、

一、三斎様被召仕候女、暇を乞申候者ハ心儘ニ申付、是又当年之切米半分遣候事、

とあり、相当数の家臣が八代より宇土細川家を去ったと思われる。

（五） いづれも宇土細川文書（一紙）（九州文化史研究所々蔵）。以下特にことわらない限りは、すべて宇土細川文書である。

（六） 御家譜続編、一（写本、九州大学国史研究室蔵）。森山恒雄氏の御教示による。

（七） 中田薫「徳川時代に於ける人売及人質契約」（中田著『法制史論集』第三巻所収）三一六―三二五頁。玉泉大梁「江戸時代の人身売買」（『筑紫史談』

第三八・三九集」などを参照せよ。また人身売買の禁止と年季十年の限定の関連については安良城盛昭著『幕藩体制社会の成立と構造』第二章第七節参照。

(八) さしあたり『古事類苑』、天部歳事部一四四六頁、西村真琴・吉川一郎編『日本凶荒史考』二三三―二四五頁の引用史料を参照せよ。もっとも、どの地域が最大の被害状況であるかは判断し難い。『摂陽奇観』には「春より夏に至り五畿内はじめ諸国飢饉」とあり(同右二四四頁)、また「寛永二十年三月朔日ヨリ 江戸ニ而、奉書」(北岡文庫所蔵)には、寛永二十一年迄

『寛永二十年九月』
当月二日ニ 御国を立候御飛脚、今朝着申候、御国中当作田畠共ニ残所無御座能御座候由申候、

一、三河之内ハ大風吹田畠共ニ不浅様ニ申候

一、上方大水ニ而、今田地ニ水たゝえい申候様ニ申候

一、(略)

九月十七日

御奉行中

藤崎作右衛門殿

と見える。上方・三河の被害は特に大きかったようである。

(九) 『御奉行所日記抄出・三』(北岡文庫所蔵)。「貞源公」は不明。御教示を乞う。

(一〇) 七月廿二日西国方年季之男女抱下仕置之事 その他蔵元町人・船宿の手形あり『大阪市史』第三、一一―一二頁。

(一一) 「西国方は年季之男女抱下仕置手形之事」(『大阪市史』第三、二六―二七頁)。御書出は大坂町奉行からのものであったろう。

(一二) 「大坂御町奉行衆は彼地御蔵屋敷留守居之面々被仰渡候御書付之内

手形之事

一、男女共二年季之者、国本へ抱下候儀御座候ハ、蔵屋敷ニ罷有候我等共の申断、召連参候様ニ国本へ申合、無断毀二年季之者抱不罷下候様ニ可申付候事、

一、年季之者抱、国元へ召連罷下候ハ、奉公人ハ不及申、町人・百姓・加子ニ至迄、我等共請人以下穿鑿仕、年季十年之外抱不申様ニ致吟味、

差下可申事、

一、我等共ニ不申聞、年季之者抱罷下候ハ、縦公義を御穿鑿無御座共、間付次第可申上候事、

右之通違背不仕候様ニ可申付候、我等共替り罷歸候ハ、代之ものニ此手形之趣、儘可申渡候、為後日仍如件。

右之通寛永廿一年七月蔵元ニ罷有候面々手形を差上申候、然処ニ其以後蔵本之者代、又者久敷儀御座候間、油断も可仕と被仰、重而慶安元年子六月七日判形仕、自今以後弥右之手形之趣違背仕間敷候、為後日仍如件、

延宝六年七月廿一日

(延宝二年起「御触状扣」、北岡文庫所蔵)』
(一三) 注(一二)と同文、天和二年正月ヨリ貞享元年迄『御触状扣』(北岡文庫所蔵)。

(一四) 『一筆申触候、上方を西国へ人をかゝわかし行衛不知者連下申之由相聞、向後左様無之様ニとの儀ニ而、大坂川口出船を御改之由、大坂御舟奉行御両人被仰渡之由ニ而、生田又介方々覚書差下候間、則等進し候、委細ハ此紙面ニ相見へ候間、可被得其意候、(以下略)』

申ノ
十二月廿九日

米田 助右衛門
長岡 左近
有吉 大蔵

(中略)

一、大坂川口不依大船・小船、出船相改候ニ付、木津・四貫嶋兩御番所に其支配之方々判鏡取置可申候、男女人数又ハ船頭・水主何人乗、少も胡散成者乗せ不申との手形ニ支配方之判形を取、木津四貫嶋内通り申、方々御番所へ船主方々出船之前日ニ持参可有之候、判形相改相違無之分ハ可相違之候、自然日並悪敷一両日も相延候ハ、何日以前ニ誰支配之船手形差上候へとも日和あしく故、只今出船申と先達而断次第通シ可申候、

一、大坂中之船ハ廻船ノ手前中間判形可仕候事、

一、他国船ハ其領分之留守居方可為判形候、御代官所并大坂留守居方無之領分之船ハ其船問屋可為判形事、

一、上荷船・茶船・過書船・砂船・土船・劔先船、此内口番所下へさかり申節、水主之外人数乗候ハ、何方に乘坐參候、少も胡散成者に無御座候由、御番所へ斷、可相達候、右之船支配申手前方手形を取置可申事、付り、伝法渡海^(七)口崎渡海之船同意之事、

一、御番所之前にてハ、右之船とも、とまふき不申并かき廻りかこい不仕船之内見へすき申様ニ仕可罷通事、

右之通來廿五日船相改候間、廿日前判鏡兩所へ持參可有之候、以上、

寛文八年

森川六左衛門

申ノ十二月十日

高林又兵衛

(二五)『生田又助方差越申書狀ケ条之内

一、京都方御国へ抱下申男女者、今迄者此方へ斷無之候而も、爰元川口出舟仕候事何のつかへも無之候へとも、今度御触ニ而私手かた無御座候へハ船ニ乗申事不罷成候、就夫、從京都抱下申ものゝ分と京衆方之手形見届不申候ハ、爰元にて舟手形出申事不罷成候、何分差つかへ申候間、向後京都へ申遣男女抱下申衆、右之通ニ京衆手形を取、私方へ様子申様ニ被成御沙汰可罷有候、

右之通生田又助方より皆共へ之書狀と申參候之間、向後京・伏見より御国へ抱下申男女ともニ京都ニ被差置衆へ相斷、大坂へ之手形を取、生田又助方へ相返候様ニ各御与中へも可被仰触、此儀御家老中へも皆共方申進ニ付、如此御座候、以上、

右書何も大難如此、少宛文休連申候、おけハ相違無之也

(寛文九年)西ノ正月廿六日

御家老中へも路々ニ右三通申進候也

(寛文六年ヨリ同九年迄『触狀扣』)

(二六)たとえば寛文十一年(一六七二)正月廿五日に他国者(かならずしも上方者とは云えぬが)を御国者と偽り請人に立つことを禁止(宇土細川文庫、一紙)、同じく延宝四年(一六七六)三月廿九日にも禁止(『触狀扣』、北岡文庫)これらは背後に人身勾引のことがあった故ではあるまいか。

近世前期肥後における「上方抱下し者」

三、「上方抱下し者」の性格

奉公条件を知るには、形式的史料とは云え請狀によるのが一応便利であるので次に掲出する。

〔請狀一〕

『恒屋権左衛門大坂方抱下申候女ノ書物ノ写、^(端裏方)本書ハ女上せ候時同前ニ上せ候也』

御請狀之事

一、此たあと申女、年廿三ニ罷成候、來年二月方中年拾年を切り、御銀子百三拾目只今隨ニ請取申候間如何様ニも可被召仕候事、

一、皮女にけ走り・取にけ仕候者、其しな^(品々)被仰懸次第可申、若いきくつ、相煩申候ハ、右之女へおとらざる人代を相立可申候、無左候者、右之銀子ニ加二和利を、急度返上可仕候事、

一、皮女ニ付何方もかまい無御座候、若出入御座候者、私共罷出埒明可申候、為後日御請狀仕上ケ申所如件、

寛永拾九年十月十七日

大坂あミ嶋町請人

重兵衛印判

平野町七丁目口入

重左衛門印判

同町八丁目とのまへ

与四右衛門印判

〔請狀二〕

恒屋権左衛門殿

『浅井茂太夫大坂方抱下申候たつ請狀ノ写也^(端裏方)本書ハ皮女ニ添候て上せ候也
熊本御老中へ進し候也』

請狀之事

一、拾六ニ罷成候たつと申女、未之二月が巳ノ年二月まで中年拾年ニ相定、浅井茂太夫様へ御奉公仕候を、御切米として銀七拾目隨ニ請取申候、此女ニ付、右之年季之内取にけ又ハ走申候ハ、我々急度相尋、其内人代を立、尋出候ハ、永代御奉公仕らせ可申候、尤取にけの品々、我々共々わきまへ可申候、若御家之御法度を相背候ハ、御公儀様へ被仰上、如何様共曲事ニ可被仰付候、其時一言之儀申上間敷候、仍為後日之如件、

寛永拾九年
午ノ十月

浅井茂太夫様

参

はくらう町壺丁目
おや 浄心 印判
同町こんや
請人 善二郎 印判
口入 仁左衛門 書判
殿前口入 与四右衛門 印判

〔請狀 3〕

〔圖表書〕
「魚住平左衛門京方抱下シ申候下女なへ請狀ノ写」

本書ハ右ノ女ニ口ヒセ候、熊本御老中へ遺申候也、御老中今古橋小左衛門方へ被遺候也

請 狀 之 事

一、細川丹後守様御内仁保太兵衛殿へ、なへと申女、中年拾年之年を切、未ノ年ヨリミの年二月まで御約束仕、御奉公ニ出シ申候、御捨銀として銀子五拾目只今慥ニ請取申所実正也、若此女取逃欠落など仕候ハ、御取替之儀者不及申、取にけ申候さう物何ニても我等罷出五日之内急度差上可申候、又ハ此女ニ付何方ヨリも如何様之六ヶ敷儀御座候共、我等罷出急度相済可申候、
一、宗跡ハ御法度之きりしたんにてハ無御座候、浄土宗にて御座候、惣而此女ニ付何様之いらんわさわひ御座候とも、某ニ御かゝり可被成候、為後日仍如件、
寛永拾九年霜月十八日
請人 おや 新右衛門

仁保太兵衛様

京五条今て川町
請人 太兵衛
伏見風呂屋町
口入 平太夫

右之本書此方ニ取置申候、此外ニ伏見之御宿牧田藤兵衛、おや請人慥成者にて御座候との添狀取置候、印判在之、
午ノ十一月廿日

仁保太兵衛

歸り手形之覚(以下略)

〔請狀 4〕

〔圖表書〕
「松岡弥次右衛門下女ノ事」

請 狀 之 事

一、寛永廿年未ノ年ノかしんニ、我等手前罷成不申候上に、我等むすめ之子ニ

八

たねと申女子年拾八ニ罷成申候を、永代ふつと其方様へ進之申ニ付、銀子六拾目被下候、慥ニ請取申候、若此女たねニ付何方もかまい申者無御座候、若出入申者御座候ハ、此請人方へ御申被成候、其時我等御公儀様へ罷出御理り申、少も其方様へ御なんかけ申間敷候、此者之宗旨浄土宗旨ニ而御座候、御法度之きりしたんニ而ハ無御座候、次ニ地ひやうの煩も無御座候、若又三ひやう、てんかん御座候ハ、百日ノ内ニ御もとし可被成候、其時右之銀子急度返弁可申候、為其請狀沙如件、
寛永廿年
未ノ

九月八日

鰻谷七丁目
請人 九良右衛門
同町 庄兵へ
おや 内安土寺町
口入 長左衛門
ひらの町 市良右衛門
同

肥後八代にて
松岡弥次右衛門殿
右者永代者爰元御家老衆御吟味申上候上ニ而拾年切相極り申候、以上
正保三年五月廿二日
永屋助左衛門
松岡弥次右衛門殿
熊谷新太郎

〔請狀 5〕

〔圖表書〕
「恒屋権左衛門京方抱下申候女ノ書物ノ写、本書ハ女上せ候時同前ニ上せ候也」

御 請 狀 之 事

一、此つると申女寛永式拾年未九月十五日る已九月十五日まで中年拾年を切、肥後国御奉公ニ下シ申候、右十年之間の為御給銀、丁銀三拾目只今請取相済申候、其上御しきせの儀ハ被召遣候女の並次第被成管ニ而御座候、此女一段慥成者ニ而御座候間、私請人ニ罷立申候、若はしり申候ハ、不相替者人代ニ相立可申候、取逃仕候ハ、其品々を進上可仕候、勿論御公義又ハ何方方少もかまひ無御座候、若何方方かまひなど御座候間御いとま被遣候者、是又不相替者人代ニ相立可申候事、
一、此女惡敷煩も無御座候、自然左様之持病御座候へ而御用ニ立不申候ハ、右之三拾目式和利をくわへ返進仕へく候、擬女之義ハ此方方參請取可申事、

— 115 —

を永代者として貰い受けた場合には「証拠証文も無御座」き場合も相当あったようである。^(二)

また此等抱下し者の背景には人身売買・人身勾引もあったと思われるから請状の史料としての信頼度は相当問題であろう。その文言の白々しさを感ずることもないではない。他の関連諸史料と組合せつつ考察しなければならぬ。

〔A〕成因

請状6には飢饉〔請状4のかしんも飢饉の意^(二)〕のゆえに抱下されたことを録している。表示したように飢饉時の寛永十九・廿年に抱下し者の多いのは史料の偶然の残存ではないであろう。「先年（寛永十九年）上方きゝん故……、肥後之〔 〕身すきも仕能様ニ承及候間……」とて下ったものも多かったであろう。ことに餓死線上のすて子・乞食なども相当にあったと思われる。戊卯月十八日「上方にて抱下ル奉公人之儀ニ付之覚^(三)」には、

『一、ちいさきすて子をひろひ罷下やしなひ、次第ニ成人仕候へ共、其子もひろひ来り申ものも、其子のおや兄弟可存やう無之ものゝ事、

一、うえしに仕候間、此もの被召連御下しを永代進之参之由、わび申ニ付、其通^(四)

書物をよせつれ下り申ものゝ事

おや子親類も 不存其身申様ニ

一、飢死仕候間永代奉公可仕候口つれ下ルくれ候へと。わひ申ニ付つれ下召仕候、但書物ハ無之候ものゝ事』

と見えている。その事例は具体的に多数あげることが出来るし、また後に問題になったものである。^(五)幕府は後の延宝二年（一六七四）の飢饉の

際には翌三年二月に禁制を緩和し相対次第の長年季・譜代奉公を許可したのであるから、寛永十九・廿年の飢饉時もおそらく同様の態度であったとおもわれる。もちろん都市の窮民・細民は前代より多数存在したのであるから、平常時も「抱下し」は恒常的にあったのであり、とくに飢饉の際にはそれが激化されたものであろう。

とくに注意すべきは前にも述べたようにこれらの背後には人身勾引・人身売買が予想されるのであって、これを如実に示す一例を以下紹介する。^(六)すなわち正保式年（一六四五）八月曾我丹波守（大坂町奉行）より細川藩の大坂奉行下村五兵衛に次の如く達せられた。

『一、六藏姉 此女年廿五 売主 豊後日田 彦三郎

肥後国小国之内せきた村藤兵衛ニ売

此女ノ弟六藏ハ中川内膳様御領分竹田惣左衛門ニ売渡申候、うりありハ右之彦三郎

一、三 藏 此者年十二 売主 同前 長兵衛

肥後国小国之内右同人ニ売

一、他 人 此者年十一 売主 清兵衛

肥後国久住之内中村甚兵衛ニ売
右之男女以上三人急大坂へ被指上せ候様、可申遣候、已上

八月八日

『 覚

一、拾年之年季ニ而抱候哉之事

一、永代ニ買切候哉之事

一、豊後之者所より抱、其まゝ召仕候哉、又さきへ売遣哉之事

右之三、段、豊後之者手形可有之候間、被逐穿鑿、人主其所ニ而預置、被申越候様ニ家老衆へ可被相達候、以上

八月八日

これら三人の男女はいづれも上方よりかどわかされて九州に下り、さ

らに転売されて肥後に入ったものである。すなわち三蔵は近江沢山（佐和山）の者、他人は京の者であった。六蔵姉は調査の結果細川領に売られたものでなく有馬領に売られたものであったので、三蔵・他人の兩人を大坂へ差上したが、このほか中大坂の者にて太郎助という者が豊後日田の者に大坂の川口にてかとわかされ肥後へ売られていたことが判明したので計三人を召連れ藩士が上坂した。かくて三蔵は領主小堀遠江へ、他人は所司代板倉周防へ、太郎助は大坂町奉行曾我丹波へ夫々返還されたのである。このほかにも人商人の存在は明らかに知り得るのであって、たとえば次の史料の筑前小六や又右衛門（新町が何領のどの町か不明）の如き者である。

『筑前小六が申来候男女四人売所之覚

一、女 壹 人 肥後国玉名郡ノ内小田村六左衛門所ノ孫右衛門・小六参候而、六左衛門之女替仕候、小六がおい銀出し候へ共員数失念申候、四拾匁か五拾匁かと存候

一、びくに壹人 我等小六が百四拾目ニ買候而、久留米領宿ノ町にづれ越、久左衛門口入を以、下田村之門浜と申所に代銀百七拾目ニ売付、宿

一、男 壹 人 ノ町久左衛門に拾匁引手銀出し、残而百六拾匁此方に取申候

一、男 壹 人 五郎右衛門に我等口入ニ而七拾五匁ニ売申候、則小六書物五郎右衛門に御座候

一、男 壹 人 年十ヲニ罷成候、我等口入ニ而源右衛門殿へ代銀百匁五分ニ売申候、小六書物御座候

右四人小六書立遣候者ニ而御座候、内女壹人ハ肥後小田村に小六・孫右衛門罷越、六左衛門ニ直談ニ而女替仕候つる間、我等之手前より不及申越候、已上、

正保式年酉

八月廿一日

別当

伝右衛門殿

新町かな屋

又 右 衛 門

近世前期肥後における「上方抱下し者」

人商人にとっては被売人は一商品にすぎず隔地間に転売し差額の利潤を得ていたのであった。

しかも右文書の最初の女は豊後日田郡熊町の又三郎が筑前の小六に売った女と取り替えられたものであった。小六が六左衛門に渡した女は上方者であつたらしく、その後上方に帰つたので、六左衛門より小六に渡された女も上方者であれば差上しよう福岡藩の大坂留守居衆へ達せられたのである。

上方抱下し者のすべてにかかる人勾引・人売買を考えることは誤りであろうが、相当根強くまつわりついていることのように思われる。右の事例はおそらく氷山の一角にすぎないであろう。

註

(一) 正保三年五月廿二日「御改ニ付上せ可申男女之」。戌卯月十八日「上方にて抱下ル奉公人之儀ニ付之覚」にも同趣旨あり。

(一B) 東条操編『全国方言辞典』一七〇頁がしんの項参照。

(二) 正保四年十一月十日、松橋町五郎兵衛「重畳書物を以申上候」。

(三) 紙質・字体及び佐方与左衛門・志方半兵衛・長岡河内三人の連名にて熊本へ尋ねる覚書であり、この成年はおそらく正保三年と推定される。

(四) 次の史料は主に寛永廿年に抱え下されたもので、正保三年おそらく八代より宇土へ移転の際の改に際し、証文なきため上方へ戻されたものであるが、乞食・すて子等の抱下しの好事例である。

『御改ニ付上せ可申男女之覚

奥村権四郎

一、寛永式拾年ニ伊勢関之地蔵ニ而、助蔵と申男こツしきを仕居申候、親子親類も無御座由全々申候間、召連罷下候へ共証拠証文も無御座ニ付、上せ可申由得其意申候以上

御加子 勘 左 衛 門

一、寛永式拾年ニ伏見京橋ニ而、年拾壹ニ成申候六蔵と申男之子こツしきを仕居申候間、私子を持不申ニ付、養子ニ可仕と存召連罷下候へ共、証拠証文も無御座ニ付上せ可申由得其意申候以上

御上可成成間各へ慶シ可申旨即候、則相渡シ申候、以上

玉屋七兵へ所へ証文取ニ遣シ可申候以上

井 関 九 太 夫

一、寛永貳拾年ニ私母京へ謁上申候時、^{三条}京衣之たな玉屋七兵衛と申仁、此いぬと申女之子ひろい候てくれ申候間、召連罷下候、されとも証文無御座ニ付上せ可申旨得其意申候以上

宮喜田權右衛門

一、寛永貳拾年ニ大津二而、年拾貳ニ成申候熊藏と申男之子こつしき仕居申候 此者申候ハ親兄弟も無御座候間、御慈悲と思召御国へ被召連。^{御上可被成間、各へ度シ可申旨或則付候、則相渡シ申候、皮女右之七兵へ方へ渡シ申度候、以上}いまで成共御奉公可申由申ニ付、召連下申候、証拠証文も無御座ニ付、近日上せ可申旨得其意申候以上

倉 田 久 三 郎

一、寛永貳拾年六月廿日ニ伏見大手筋町ニ而甚藏と申候年九ツニ成申候男之子、親と相對之上ニ而永代者ニもらい申候、され共証文無御座候付、上セ可申由得其意申候、以上

永井了安所へ証文取ニ遣シ可申候、以上

倉 田 久 三 郎

一、正保元年三月十六日京ニ而せんと申女之子八ツニ成申候ヲ永井了安亦同せん親兩人と相對之上ニ而、永代者ニもらい申候、され共証文無御座ニ付上セ可申由得其意申候、已上

右ハ今一度熊本へ御尋可被成候と先度之御請合之時、被仰候^(黒様)間則番ニ書付申候、以上

正保三年五月廿二日

此 兩 人

(食廳)河内守殿
(奥方)与左衛門殿
(奥方)半兵衛殿

(永屋安左衛門・熊谷新太郎)

次の兩史料も同様のものである。

『瑞喜帖』一 枚ノ新助

差 出

五郎と申せかれ、歳十三ノ時伏見京橋にて寛永廿年ニかつゑ死申候間、召連下候てくれ候へと申ニ付、召連罷下申候、此ものハ伏見かき

や町少兵衛と申者ちいさき時ヲ養子ニ仕申候者之由申候、少兵衛養子ニ成申時ハおさなく候て本親の名をハ覚不申之由、皮五郎申候、以上
正保三年四月廿四日

枚 野 新 助 (花押)

渡部□兵衛殿
恒屋六左衛門殿

『瑞喜帖』一 矢野津太夫

差 出

づんばうと申せかれ、歳十六之時、寛永廿年ニ三河国吉田にてひろい申候、此者かつゑ申候間、是非共召連下候てくれ候へと申ニ付、召連罷下ニ、今罷居申候、此もの在所ハ三河之吉田方三里東浜部村と申所之者之由申候、此もの木父ニハ幼少にてはなれ、継父弥平次と申候、然処ニ母も相果候ニ付、其後弥平次別之女房を持申候へ共、づんばう儀やしなわれ罷居候間、弥平次もかつゑ申候故、乞食ニ罷出候、其時同前ニ乞食ニ罷出候由申候、皮浜部村之地頭ハ江戸之御前にて御座候へ共、せかれ故名をハ不存候、代官をハ新平と申候、庄屋ハ新六と申之由申候、以上

正保三年四月廿八日

矢野津太夫

(花押)

渡部才兵衛殿
恒屋六左衛門殿

(五) 前注史料は寛永廿年に抱下した者が正保二年に問題になったものであるが、なお次の史料がある。

『上方ひろい候て参候男女御座候、此儀最前被成御吟味可有御上せ由被仰付、安左衛門・私兩人其改仕、右之ひろい物書立懸御目候所ニ、又御談合少かわり、重而何その次而ニ今一通熊本御老中へ御談合可被成様ニ被仰、先此度者、其分ニ仕置候へと被仰付候、かやうの折節ハ御沙汰被成間敷候処、御心得ニ為申入候、右之書立目録ニ仕、最前進置申候、已上

右ひろい子之書物無御座候者、其通を其のひろいニ御書付させ候てひろい御うけ有へ候

八月八日

上 熊谷新太郎 (花押)

佐方与左衛門様
参人御中

(六) 『御触書寛保集成』一〇九五頁。

(七) 小寺著、前掲書、および前掲拙稿によっても上方よりの抱え下しは九州各地、各時期に存在したことが分る。

(八) 以下引用の史料はいづれも元和九年(慶安二年迄、雑事(北岡文庫所蔵)による。

〔B〕抱主

殆んど宇土藩の家臣(侍衆)であるが、藩主(細川丹後守)の母に仕えた御女中のほか御加子・御大工等もある(表を参照)。また在方や町方の者が侍衆を頼み名目の抱主となつて貰ひ抱え下すこともあつた^(二)。さらに後述するように置替^二転売^一によつて在方・町方の者が抱主になることもあつた。したがつて熊本々藩において他に譲渡した上方抱下し者を取返すべきこと、取返しても不要ならば上方へ差戻すことを命じた際も「熊本御侍中井町中・在方共ニ」に触れ、宇土藩にも同様に触れるよう命じたのである^(三)。

もちろん抱主自身が上方にて抱え連下することもあつたが、人を頼み抱下すことは広く行われていたのであつて、

『一、上方へ銀子を言伝、此銀子何程之かたニ何年奉公可仕候由、其銀子のぬしへのあて所の書物をさせ候を、さて八代ニよひ下申事ハ人頼を仕り、舟便宜などによひ下シ、則銀ぬしの所に抱置申ものの事、

〔中略〕

一、人ニたのまれ上方^(女力)方仕^(抱吉物をさせ)□を。つれ下、則。たのミ申ものの所へ遣申候、然共其書物のあて所、つれ下り候ものへのあて所ニて御座候ものゝ事^(四)』

とあり、前条の場合とはかく、後の場合、請状の抱主は真実の抱主ではないわけである。請状3の場合、仁保太兵衛は名目的抱主であつて、本主は魚住平左衛門であつた^(五)。

近世前期肥後における「上方抱下し者」

なお同じく抱下し者であるが、細川三斎(忠興)や御上臈衆が召抱えた場合もあり、その性格や社会的地位は一般の抱下し者と或程度違つていたようである。

註

(一) 五月八日(年不明)長岡監物・同佐渡守書状(長岡河内守・佐方与左衛門・志方半兵衛宛)には『然者其元在々之もの、共人頼を仕、上方之男女抱下申もの共、右之頼候方へ預ケ置申付而、其ものとも迷惑がり申之通被仰越承届候』と見える。

具体的事例としては正保三年三月廿七日松村清兵衛「差出シ」に『宮之地、神宮寺が魚住万五郎殿を御頼候て、上方にてさうり取壺人御買下シ候て被下候へと御申候て、銀子六拾五匁四分万五郎殿へ御渡シ、其銀ヲ京都ニ而浜田藤右衛門へ御渡置御頼候處、皮藤右衛門肝煎ニて吉十郎と申さうり取を右之銀入めニ仕下シ申候を私江戸が罷下り申ニ付被頼候て、寛永廿年十二月ニ我亦こくかり連下り申候』とある。

(二) 三月八日(年不明)長岡監物・同佐渡守書状(長岡河内守・佐方与左衛門・志方半兵衛宛)。

(三) 前項諸史料参照。なお本藩でも『右者私召仕申下女にて御座候、私儀大坂御藏奉行被仰付：皮地ニ而召抱申女ニ而御座候、然処ニ寛永拾壹年五月三日ニ罷下申ニ付、皮女も召連参：』(寛永拾四年二月豊後竊崎川口御出可被下女之事、寛永拾四年万差紙之控、北岡文庫)『竊崎大さいニ居申作兵へと申もの、右之女大坂召連参候』(寛永十九年八月廿八日竊崎川口御通可被成女之事、寛永十九年萬差紙之控、北岡文庫)とあるが如きである。

(四) 戌卯月十八日「上方ニて抱下ル奉公人之儀ニ付之覚」。なお他人に頼んだのではなく、親子間において頼んだものとして、同史料には『一、おやが子を頼抱下し、親の所におき申候か、子が親を頼抱下シ、子ノ所ニ置申候ものゝ事』と見えている。

(五) 請状だけではその事情は明らかでないが次の史料によつて明らかである。

『御書』

「魚住平左衛門、京方抱下申候下女なへ上セ申時平左衛門がノ請状也」

覚

京方拾年切之約束ニ而、なべと申女老入、大坂にて仁保太兵衛方を頼抱下シ申候、私儀今度御暇被下他国仕ニ付、貴殿へ相渡シ申候、抱下申時之書物ハ太兵衛手前に留置、其写ニ太兵衛加判被仕被差越候書物相添進申候(以下略)

慶安四年十月十五日

魚住平左衛門(書判)

(中略)

佐方源右衛門殿

なお仁保太兵衛については後引史料(一八頁)参照。

(六) たとえば、慶安貳年九月十日、はくや喜兵衛「書物」に「私娘ふり・らく

両人こと京にて三齋様へ進上申候、御三様ニめしつかわれ候処ニ」

また慶安貳年十月三日「内牧御番所并龜崎川口御通可被下女之支」には

『(前略) 右京者四人之内御ちよ者。先年三齋様京都ニ被成御座候時。

諸町如休。御万様御口入にて被口候……(中略)

残ル参人ハ江戸へ被召連候。年季者にて御座候間、御國中へ上方方罷下

候年季者。被成御上セ者。江戸方差上せ可申也……(後略)』

右の岡洋院様・御三様はいづれも御上臈衆で前者は貳千石、後者は千五百

石の知行を与えられていた(「妙解院様御代御侍名標」、北岡文庫所蔵)。

〔C〕奉公人

前掲史料で見たように女の方が男よりもはるかに多かった。年齢は我々の知る史料の範囲では抱下しの節に三十六才が最年長で、多くは拾代であり、拾歳未満の子供も相当に居たようである。奉公人の折出された階層は全く不明であるが、おそらく京・大坂の細民であったと思われる。乞食や棄子も居た。

彼等の奉公内容がいかなるものであったか、これも明らかでない。多くは下級の武家奉公人であったと思われる——史料に明らかに見えるは表の623「そり取」、64647の「おといノ小女」648「食たき」位しかない。

なお、あくまで推測にとどまるが女奉公人の中には娯奉公的なものがあったのではあるまいか。また前述のように在方や町方に抱えられた者もあり、その場合は農業奉公人・商家奉公人的性格の者もいたと思う。

奉公中は請状1のように「如何様ニも可被召仕」く、また請状5・7

のように何処へ召連れられようとも奉公することを誓約している。こと

に永代者の場合であるが、次のように抱主の下人成敗(手討)権をさえ

承認していたのである。

『「餘宮内大坂方抱下申よしと申女ノむすめ、永代もの二宮内ニ遣由ノ書物ノ写

二通ノ内」

書物之事

一、我等御奉公仕候故ニ、我等之せかれにとらと申むすめ年六ツニ罷成候を、御

やしない被成ニ付、ふツつと永代進し申候間、いかやうに御つかい被成候共、

我等少も申分仕間敷候、其上此とらふしよそん成儀御座候者、御成敗被成候と

も一言も御うらミ申間敷候、為其一筆如件、

寛永廿年口月八日

天満こしま町

同よし

肥後(つし方)ろ

伊藤七兵衛殿

ともかく奉公人はその主人に対し無制限に忠誠の義務・勤労の義務を負うものであった。

註

(一) 日向某藩の家中の下僕の例(小寺著、前掲書七七頁)。本藩の例であるが御半下・しんそう等も見える(正保四年諸差紙扣、北岡文庫所蔵)。

(二) 主人の死亡と共に、後家より暇を出され、未だ年季は明けないのに上方へ送還された者などは、それを推察せしめる。慶安四年十一月廿六日女請取申書物之事(浅井茂大夫下女)、正保四年九月十日坂梨鶴崎川口御出シ可被下女之事(正保四年諸差紙扣)——後者の場合は「下女ノ娘」も共に送

還。

(三) 小寺著・前掲書、三二頁参照。郷土史家上妻博之氏より聞くところでは——「明治初まで熊本⁽¹⁾の町方では大坂から下女を買ってきていたと聞いている。しかし奴隷のようなものではない。一人前にして縁付けてやっていった」と。

(四) 金田平一郎、徳川時代に於ける雇傭法の研究(『国家学会雑誌』第四一卷第八号) 一二六頁参照。

〔D〕保証

請状にはふつう請人と口入〔ほかに殿前口入・肝煎口入もあるが、その差違は明らかでない〕が連名加判しており、親は請人の一人として〔所謂親請人〕、或は「親」とのみで連名加判することが多い——所謂「人主」であり(史料にこの文言は一例のみ)、「やり主」とも見える(この文言は二例のみ)。(2) 彼等がいかなる階層のものであったか不明であるが、いづれも京・大坂・伏見の者であった。注意すべきは大坂平野町市郎右衛門の如く度々請状に請人・口入として名を見せる者の居たことで一種の周旋業者も存在したと思われる(前代の人売業者の系統を引く者かも知れない)。

もっとも前述せるように乞食・棄児を連れ下った所謂身曳(身はめ)的な場合もあり、かかる時はさしたる人主・請人はなかったであろう。

奉公人の身柄については親||人主・請人および口入が「懺成者」であることを保証し、奉公人が年季を勤め終え上方に送還される時も彼等に戻されたのである〔後述〕。

前掲請状を見ても分るように彼等は奉公人がキリシタンでないこと、他より達乱なきこと、若し達乱ある場合は彼等より埒を明け抱主に難儀をかけざることを保証した。また奉公人が死亡・逃亡・悪病を煩ったときなどには「人代」を出すことを約し、身代金の返済をすること〔全額

に利子を付す——請状1・5〕、逃亡者を尋ね出して永代奉公させ〔請状2〕取逃げの品を弁済すること〔請状2・3・5〕も保証したのである。ことに興味のあるのは悪しき病——三ひやう(三病)、てんかんには百日間の解約期間を認め〔請状4〕又は何時も解約出来るものとしたのである〔請状5・6〕。さきに筆者は中世の人身売買文書中に見える不可解な文言を瑕疵担保文言にあらざりと推定したことがあった(四)その場合は三月九十日間が解約期間であり、右の百日間とはほぼ同期間であるから、さきの筆者の推定に對し有力な傍証になり得るのではないかと考えられる。古来世界各地の人身売買において瑕疵担保は広く行われたが、我国においても古代より近世にいたるまで行われたと考えられる。

もっとも、かかる保証がどの程度の意味をもっていたかは相当疑問である。上方と肥後という遠隔地間のことではあり、また人身売買・人身勾引類似のことが背後にあったと思われ、果して「親」と書かれている者が事実かどうか。後述するように上方へ奉公人返還の際に親・請人がすでに死亡したとの理由で夫々の代人らが受取っていることもあり、親や請人と云っても相当曖昧なものもあったのではあるまいか。たとえば請状りの如く三病・癩癩を後日発見すれば何時にでも解約し銀子を受取ることが出来ることになっているのであるが、事実は癩癩を發し医師のもとに譲渡されたことは「張紙」の通りである。或は請状5のように年季明には請人・やり主より迎えにゆき受取ることを約しながら實際は京都において受取っているのである。ことに逃亡する場合次のような史料がある。

『(前略)』

一、右兩人(あい・つる)共召抱申時之書物、若此者走り申候者、人代を下シ

申か、無左候者、右之捨銀返并可仕と御座候ニ付、京都にて私宿主江戸屋七兵衛と申者ノ所迄、右之段々度々申遣候へ者、上方ニ参り候者、随分心懸見付次第二差下可申候、居不申ニ極り候ハ、右之銀子返并可仕候、年去皮者共請人今程やとかへをも仕申候など、申候て、人代も銀子も下シ不申候、右両人共ニ召抱申時ノ書物ハ私手前ニ所持仕居申候事^(七)。

右の宿主はおそらく口入ではなかったかと思われるが、宿主にかけあつても要領を得ず、請人の転居を理由に人代も出さず、銀子も返弁されなかったのである。奉公人関係においても「商略と偽瞞」は働いていたのである。

註

(一) 請人・人主の法律的地位については金田平一郎、前掲稿(四)、『国家学会雜誌』第四一卷第九号)八六頁以下を参照せよ。口入の地位についても筆者は未だ明らかにしていない。

(二) 前掲拙稿「下人に関する史料覚書三題」一六九〜一七〇頁参照。

(三) 『増補合類大節用集』巻五に「本朝俗、以癩病・顛癇・喘急、為三病、甚惡之」とあり。三ひやう・てんかんとあるから三病には癩癇を含まないとされる。或は癩を黒癩・白癩の二つに考えているのかも知れない。

(四) 拙稿、「中世人身売買文書の一考察」(九大『経済学研究』第二十四卷四号)。

(五) 二六、二七頁参照。

(六) 正保五年正月「恒や權左衛門上方女上せ申付、くま本御老中へ遣申請状扣」、正保五年三月二日「請取申女之事」。

(七) 慶安貳年三月十日「八代にて先年抱下申下女走り申ニ付仕上ル書物」。

〔E〕年季

年季は幕法が十年を限度としているため、十年がもっとも多い〔前掲五頁史料、および別表を参照〕。もっとも十年を超える長年季や永代のカムフラージュとして一応文書の上では十年と書かれていた場合もあったと思われる。請狀7のように質物奉公の形をとり――前掲五頁史料

では「女拾年切し物」が参拾毫人であった一年季明には元銀と利子を返済して後に請返されることを規定し、返済しない時は、いつまでも召仕われるものであつて永代奉公になつてゆく可能性が多分にあった。もちろん明らかに「永代ふつと其方様へ進之申」す永代者も相当数居たのである。

ところで永代者については年代不明であるが次のように問題になつた――おそらく正保三年八代より宇土に移る際、上方抱下し者を差上したところの前後の年度のものと思われる。

すなわち、

『羅裏付巻』「上方女永代ものニかゝへ下し候ものも、差返し可申哉ノ由、熊本御奉行所へ尋申もの也」

御状令拜見候

一、上方女を抱下申候刻、永代之約束にて銀子を少ニ而も遣候もの、拾年召仕候ハ、差上せ申候哉、又右之約束ニ而抱下候上ハ、書物之ことく永代召仕候ても不苦儀ニ候哉、との御尋ニ而候、十歳方内ノものを永代之約束ニ而抱下申候者ハ前廉約束之ことく召仕申例も有之、十歳方上ノものを永代之約束ニ而抱下召仕候例ハ無御座候、此段ハ大坂之ものニ而候者下村五兵衛、京都・伏見之ものニ而候者古橋小左衛門方へ御尋候て可然存候事

(右ノ張紙)

「一、上方女抱下申ニ永代之約束ニ而書物仕らせ召下候もの、少ニても銀子を遣召下候ものハ拾年召仕申候て上せ不申候ハでハ成不申様ニ先年其元御沙汰之由ニ御座候、今以其分ニて御座候哉、銀子遣候ても抱下申候時永代之約束ニて書物仕らせ、書物之ことくいつ迄も召仕不苦候哉之事」

一、右之銀子ニ而抱下候もの差上せ申管ニ而も、親類其外請人等迄相果、差返申先も無之者如何ニ可有之哉との儀ニ御座候、上方ニ而御尋させ候て右之右之者とも相果一人も居不申ニ付而、請取人無之ニ相極候ハ、随其所右両人衆へ様子御尋申候て其上ニ而可有御沙汰候、恐々謹言

(張紙)

「一、右之様子ニ而銀子を遣、永代者ニ抱下候もの、上せ申管にても親類・請人共も相果、返シ可申先無御座ものハ如何可御座哉之事」

四月十四日

堀江勘兵衛(花押)

浅山修理(花押)

佐万源右衛門

御報

これを見れば先年熊本々藩では永代者も銀子を遣し召下したものは拾年間召仕った後には上方へ送還すべきことを命じていたようである。したがって永代者を如何に取扱うべきか——十年召仕の後差上すべきか、永代召仕うか、送還するとしても親・請人等死亡している場合は如何にすべきか相当に問題になったのである。その処理は如何に成ったか知り得ないが、請状4の後筆部分のごとく永代から拾年切に変更された者のあったことを知る。多くは同様の取扱を受けたのではないだろうか。

〔別表備考欄も参照せよ〕。

なお養子という名目のもとに抱下された者もいたが、此の中には永代者と変らない所謂「下人養子」が居たとおもわれる。

註

(一) 他の関連史料のあり方から推測すれば——永代者は年季者に変更すること、年季明後送還するに親・請人死せる場合はその代人に返還することなどが規定されたように思われる。

(二) 五・一頁注(四) 引用史料参照。なお次のような史料もある。

『端裏書』

浜田六兵衛

一、私いとこむこ理左衛門と申者大坂とうとん堀ニ町人仕居申候、此者むすめこと申者寛永貳拾年正月六日ニ私もらい養子ニ仕、つれ下り申候、此者ニ付以来公儀々六ヶ敷事御座候者、私如何様ニも曲事ニ可被仰付候、為後日之如此候、以上

正保三年卯月廿七日

浜田六兵衛(花押)

永屋□左衛門殿
熊谷新太郎殿

近世前期肥後における「上方抱下し者」

〔F〕身代金その他

抱下しの契約の成立時に銀子が親(人主)に渡されたのであって、永代者の場合は身代金の渡された場合と然らざる場合(身曳・身はめ的な場合)があったようである。十年切(十年季)の奉公人では、請状7のように元銀を渡され、利足の規定があり、年季明けの際に元利を返済して身請される質物奉公があった。またその系統を引くものとして「捨銀」を渡されるものもある——質物奉公の元銀全額を捨てるもの。すなわち取切奉公。さらに年季雇用の「御給銀」・「御切米」と云う場合もある。これらは表現は夫々異り、また前代からの長い系統を引く文言であるが、ここでは内容的には相当接近せるもののようにと思われる。少くとも捨銀と給銀・切米は殆んど同一と見られ、また前項でみたように永代者でさえ十年召仕いの後は送還されたいから、この場合の身代金も同様の性格のものになる。歴史的段階や意味あいの異なる永代奉公・質物奉公・取切奉公・年季奉公等がここでは一時期に並列して見出され内容的にもきわめて近接しているのである。なお仕着は請状5にのみ書かれている。実態は不明であるが、いずれの場合にも仕着はあった筈である。

註

(一) 表紙16・18 参照。また前項引用史料——「永代之約束にて銀子を少ニ而も遣候もの」。なお請状には身代金の授受が書かれていなくても実際にはなされた——たとえば『下女召置候時之請状をも十兵衛持参仕、見届候、紙面ニハ銀子之儀ハ無之候へ共十兵衛口上ニてハ銀子を遣候と申候上ハ……』

(年不明、四月二日米田与七郎・沢村宇右衛門・長岡式部少輔書状)。

(二) 乞食や棄児を連れ下った時はおそらく身代金の授受はなかったであろう。もっとも相当遠隔地間のことであり、請状の文言は真実に身請のことを考慮してのことか、或は人身売買『永代奉公のカムフラージュであったか問題であろう。

〔G〕抱下し・送還と藩の役人

肥後藩（熊本、細川家）においては太坂・京都にはそれぞれ奉行その他の役人を置いていた。寛永十六年には次のとおりであった。

『一、大坂御奉行

（銀紙 以下同シ）

一、同所御米銀方御奉行

「三百石」下村五兵衛

「貳百石」仁保太兵衛

「百五拾石」魚住木工允

「百五拾石」牧八郎右衛門

「三人扶持ニ拾石」佐野嶋平兵衛

（中略）「三人扶持ニ拾石」五人、「貳人扶持ニ拾石」三人略

一、同所川舟御船頭

佐久間吉左衛門、相果申候

一、同所天満孫兵衛家ノ御番

「貳人扶持ニ六石」杉森市丞

一、京都御奉行

「五百石」佐藤少左衛門

一、同所御買物奉行

「貳百石」小林兵左衛門

「百五拾石」大塚四郎兵衛

「三百石」住江四郎兵衛

「三人扶持ニ拾石」石本三介

一、同吉田御番

「三人扶持ニ拾石」山口孫兵衛

大坂御奉行・京都御奉行の職務・権限については未だ明らかではないが、夫々、大坂・京都における藩の諸般の事務を掌ったとおもわれ、上方抱下し者関係の史料にも右の下村五兵衛は瀬繁に見え、また佐藤少左衛門の後任とおもわれる古橋小左衛門も文書によく見える人名である。殊に「此段（注一抱下し者の年季について）ハ大坂ノものニ而候者、下村五兵衛、京都・伏見のものニ而候者古橋小左衛門方へ御尋候て可然存候事」とあり、また前述のごとく、大坂町奉行から蔵屋敷侍に、大坂船奉行から大坂詰の役人（身分は明らかでないが）に、夫々抱下し者について取締るべき旨の達を示してもいた。特に彼等の手形なくしては抱え下す

ことも出来なかつたのである。^{（七）} かく見ると彼等の職務の一つとして上方抱者の抱下しについては相当の責任と権限をもったとおもわれる。

また送還の際は肥後より藩の大坂・京都各奉行に渡され、彼等より親・請人の許に返還されたのであって親・請人より出す請取状の名宛は彼等になっているのが普通であつた（次節参照）。

国許（八代領↓宇土藩）では「上方もの御改奉行」が置かれ、抱下し者のことを取扱つたようである。本藩には奉公人全般を掌る人置奉行が置かれていたが（もっとも寛永年代にはなかつたか？、寛文期には存在）、これと上方者御改奉行との関係については不明である。調査・取扱については「上方女改帳」のごとき帳簿が作成されたし、また移封という特殊事情にあるためか、正保三年には「上方ヨリ拾年切之奉公人男女ニよらす抱置不申衆」という帳簿が作成される程の調査もなされた。藩としては上方抱下し者については種々配慮し統制していたことが推測されるのである。

なお前述のように、侍の一人が名目的に抱主となり本抱主の許に下すこともあつたが、此の場合大坂・京都詰の役人が名目的に抱主になることがあつた。――前引仁保太兵衛の如きはその良い事例であろう。^{（一）}

註

（一）寛永十六年三月廿五日「諸御奉行附并御番衆之帳」（北岡文庫所蔵）。

（二）寛永二十年以降は藩主の御立宿にもなつたらしい。

「寛永十九年六月十二日ヨリ奉書」（北岡文庫所蔵）には、

同廿年三月廿七日迄

『一、御上下之時大坂ニ而御立宿之儀、右ニハ石原次郎左衛門所へ被為懸御腰候へとも、今度大坂御蔵本三人ニ被仰付候。石原次郎左衛門ニも不被仰付候、左様ニ御座候へハ下村五兵衛被召置候御家を繕、御風呂なとも繕可申哉と下村五兵衛・仁保太兵衛・小林半太夫所方申越候間、右

之通ニ申付候へと申上せ候間、此者可被達御耳候、以上

(寛永二十年) 三月十八日

林 外 記 殿

(三) 「妙解院様御代御侍名標」には貳百貳拾石、五番西郡要人佐組となっている。

(四) 本節〔E〕引用史料(一六頁)参照。

(五) 六頁注(一〇)・(一一)・(一二)引用史料参照。

(六) 六頁注(一四)引用史料参照。

(七) 六頁注(一五)引用史料参照。

(八) 年代不詳、子の八月廿八日志水金右衛門書状(熊谷新太郎宛)には

「同名清^(左)□所へ上方^方抱下^下シ申候くりと申下女……………八代ニ居申時、貴様・永屋安左衛門方御兩人上方もの御改奉行ニ被成御付刻、皮ものも御改ニあい申女ニて御座候」とあり。正保頃の上方抱下し者関係の文書には熊谷新太郎・永屋安左衛門の二人が差出人或は名宛人になっていることが実に多い。

(九) 「触状扣」(北岡文庫所蔵)の寛文六年正月廿五日触(奉公人規定)以降殆んど毎年見える。

(一〇) たとえば

『「福知平右衛門下女京都へ差返本主ニ相渡埒明申様子書付置也」

此女無事ニ丑ノ十二月朔日ニ京都へ着候而、則女主おはむこ喜兵へニ相渡、らち明候也……………(中略)……………則此段上方女改帳之一卷ニ書付置……………(略)

慶安三年正月十一日

福知平右衛門(花押)

(下 略)

(一一) 八頁請状3、一三頁注(五)参照。

四、抱下し後の状況

上方より肥後に抱え下された後、奉公人のたどった運命は実に多様であった。最終的には年季明け後(或は年季内にも)送還されるものであったが、これについては次節に考察することとして、ここではそれ以外に

近世前期肥後における「上方抱下し者」

彼等がたどっていった運命を窺ってみよう。もちろん同一人で諸種の事情を経験した者も当然考えられるわけである。

ところで前掲せる「上方^方抱下候男女人数ノ一紙」(五頁)によっても諸種の状況がうかがえるが、左の史料にも明らかである。

『備後(佐)』

「戊四月十八日、上方^(二)而御抱下男女奉公人之儀熊本へ尋ル覚書也

恒熊本へと付紙ニ書付シタル分斗申也

上方ニて抱下ル奉公人之儀ニ付之覚

(前略)

一、上方^方抱下り、則其物下ルもの、所ニをき、召仕候うちに子を縁に付申候か、又ハ家持に成シ申候時、其子ニ付て遣シつかハせ申ものゝ事

熊本へ
一、上方ニて抱召仕候女。縁ニ付申候ものゝ事

熊本へ

一、抱下ル女ぬし、自分之才覚ニて身を請、自由ニ居申ものゝ事

一、抱下ル女、男女ニよらず走申、行衛しれ不申ものゝ事

一、抱下ル者、男女ニよらず死申ものゝ事

(後 略)

戊卯月十八日

佐方与左衛門
志方半兵衛
長岡河内^(二)

川口新九郎殿

右てんのかゝりたる分ハ熊本へ不申道
付紙之分十五ヶ条尋候而遣候也

これによれば抱主親子間での譲渡・縁付(女奉公人の)・身請・逃亡・死亡等を挙げ得る。他の史料をも考慮に入れつつ以下若干の場合を列挙してみることにする。

〔A〕置 替〔譲渡〕

抱主親子間での譲渡や、奉公人が抱主の気に入らず他に置替^(二)Ⅱ転売された場合、或は奉公人が病気のため他に譲渡された例がある。

親子の間での譲渡ではともかくとして、置替・譲渡は細川藩として禁

じたのであって、年代不明であるが、おおよそ正保頃と推定される文書に次のように見える。

『 以上

一筆申入候、然者先年上方（通カ）拾年切之約束ニ而抱下候奉公人之儀、男女共ニ置下候もの、手前ニ不入候とて脇々へ遣被申間敷候、若又脇々へ遣置被申衆在之候ハ、取返シ可被申候、其上ニて手前ニ不入候ハ、上方へ差戻シ被申候へと、熊本御侍中井町中・在々共ニ右之通申触候間、其元も爰元同前ニ可被仰付候、則爰元ニて之触状之等、懸御眼候条、可被得其意候、恐々謹言

三月八日

長岡 監物

長岡 佐渡守

(花押)

長岡河内守殿
佐方与左衛門殿
志方半兵衛殿
御宿所

』

すなわち譲渡された奉公人を先主のもとに取返すべきこと、その上に不必要ならば上方へ送還すべきことを本藩において触れ、これを宇土藩にも達しているのである。正保三年四月の文書数通には「今度御改ニ付上方（下）下シ申候男女むさと何方へも遣シ申間敷由、被仰出候ニ付……」と見え、また正保三年三月廿七日「松村清兵衛差出シ」は実際に置替（ハ）Ⅱ転売された者が元に戻されたことを窺えるのである。これらが或る一時期の禁止であったか、一貫して禁止されたものかは不明であるが、ともかく置替・譲渡が行われていたことは窺える。

なお前述のように抱下しの際に「人頼み」を以て抱下すことが行われていたから、この場合は名目的抱主から本抱主へ置替・譲渡の形式をとったものと思われる。

〔B〕縁付

上方より抱え下された女が肥後において縁付いたもので「上方（下）抱下

候男女人数ノ一紙」には「参人ハ女拾年切、縁ニつき申候者」とあり表の $169 \cdot 10 \cdot 14$ である。たとえば次の通りである。

『 (端裏書) 』 谷三丞

書物之覚

寛永廿三年三月廿四日京方とらと申候女、歳廿七ニ成申候を抱下申処ニ、此女と相對之上ニて縁ニつけ申候、今度御改ニ付上方（下）下シ申候男女むさと何方へも遣シ申間敷由被仰出ニ付、皮女之男ニ何方へも遣申間敷由、書物させ申候、若遣申儀御座候ハ、私所へ理り、其上にての儀ニ可仕候、私他国仕か、又何方へも罷越申時ハ爰元御家老衆へ急度御理り可申との書物私手前ニ取置申候、為後日如件、

正保三年四月廿九日

谷三丞

永屋安左衛門殿
熊谷新太郎殿

』

すなわち相對の上で縁に付けたものであることを述べ、また奉公人は最初の抱主の許にあることが原則であったから(前項参照)、右の女の夫が勝手に彼女を他に遣したり、他国・他所へ召連れてゆくことを禁じたものと思われる。

〔C〕身請

前頁の史料にも自分の才覚にて身を請け自由になったもののあることを知るが「上方（下）抱下候男女人数ノ一紙」にも「式人、女拾年切、身自由ニ成申候者」とある。いかなる過程をたどって自由になったかは明らかでないが、次の一例がある。

『 (端裏書) 』 清安

覚

寛永十九年壬戌九月六日之書物にて、さごと申女、京方抱下申処ニ、我等所気ニ相不申ニ付、本町ノ市右衛門所へ遣候へハ、市右衛門ニも居不申、夫より身自由ニ罷成居申候、……惣而氣ノ不定女ニ而御座候間、夫も知不申候、何方へ成

とも参候ハ、我等へ可相理との書物取置申候間、為其如此御座候、已上

正保三年五月十四日

志水清安 (花押)

熊谷新太郎殿
永屋安左衛門殿

この場合も「身自由」とは云え、他所に行くときははじめの抱主にことわるべきものであったのである。

〔D〕逃亡

年季中に逃亡した者があつたことは前掲史料(五頁)に「式人ハ女拾年切、走り申候者」とあるによつても分る。この式人は次の史料の式人と同一人であるかも知れない。すなわち

『編纂』

「宮部市左衛門ニ御暇被遣候刻、去年八代ニて上方方抱被下候下女二人、則於八代走り候つるニ付其様子之段、書物申付置候也、慶安式年三月十日」

八代にて先年抱下申下女走り申ニ付仕上ル書物

一、寛永十九年十月ニ京ノ大仏ありと申女、年三十六ニ成申候を、捨銀七拾五匁ニ而抱下申候処ニ、同廿壹年之五月ニ走り申候、方々尋申候へ共居不申候事

一、同年同月ニ京都ノ藪ノ下と申所がつると申女、年廿八ニ成り申候を、是も捨銀七拾五匁ニ而抱下シ申候処ニ、同廿壹年ノ六月ニ走り申候間、方々尋申候へ共、行衛知不申候事

一、右兩人共ニ召抱申時之書物、若此者走り申候者、人代を下シ申か、無左候者、右之捨銀返弁可仕と御座候ニ付、京都にて私宿主江戸屋七兵衛と申者ノ所迄、右之段々度々申遣候へ者、上方ニ参候者随分心懸見付次第ニ差下可申候、居不申ニ極り候ハ、右之銀子返弁可仕候、乍去皮者共請人今程やかへをも仕申候など、申候て、人代も銀子も下シ不申候、右兩人共ニ召抱申時ノ書物ハ私手前ニ所持仕居申候事

以上

慶安式年三月十日

宮部市左衛門 (花押)

近世前期肥後における「上方抱下し者」

福知平右衛門殿
熊谷新太郎殿

右によれば逃亡者の行衛が分らないため、さきに京都にて雇入れの際の宿主(恐らく口入)に請状の趣旨を履行するよう申入れたが言を左右にして人代も銀子も下さず軽くあしらわれている事情を見るのである。口入・請人らが遠隔地であるだけに如何ともし難かつたと思われる。

同年代の本藩の史料では逃亡者があつた場合、主人の届出次第藩は直ちに要路の人々をはじめ要所々々に通報し、これを追捕することを命じた。^(C) 上方者であるがゆえにその搜索も嚴重であつたかと思われる。^(八) おそらく八代領ノ宇土細川藩の場合でも本藩から領国全体に追捕を命ぜられたと思われる。なお捕えられた事例やその処分についての史料には未だ接しない。

〔E〕死亡

前掲史料(五頁)には永代者・年季者等十二人の死亡者があつたことを示している。断簡で判読し難いが筆者の知れる史料では次のようなものがある。

『編纂』「志方半兵衛へノ返事安文」^(案)

〔前略〕然ハ貴様被召仕候六藏と申上方者、腹中相煩、十一月十三日ニ相果申ニ付、其元大学寺と申寺ニて御口置被成候由、御尤ニ存候、則大学寺取置被申とのかた書之切手持せ被下候、慥ニ請取申候、^(直後カ) 上方口^(モカ)の当度私相改申事ニ候間、御帳ニ右之やう口^(モカ)た書仕、貴様方の切手相添置可申候、可被成口^(モカ)御心得候^(以下略)

〔案外書〕

「志方半兵衛へ 御報

熊谷新太郎」

右は年代不明であるが、おそらく熊谷新太郎は上方者御改奉行であつたと思われる(一頁注(八)参照)。志方半兵衛が何処に居たのか不明であ

長岡式部少輔(花押)

るが、ともかく召使っていた上方者が死亡したためこれを葬り、このことを上方者御改奉行に届け、奉行はその旨を上方者の御改帳の該当者の項に死亡の旨を肩書したと推察される。死亡の場合はかかる処置は当然必要であつたろう。国許へはいかにして知らされたか不明である。^(九)

なお京都にて、はくや喜兵衛なるものが娘二人を細川三斎に永代進上し、喜兵衛自身も八代に下り町人となった(彼女らが八代に下つた為である)。彼女らはその後御上臈の御三様に召使われたが姉妹は正保四年に死亡した事例もある。^(一〇)

〔F〕他国出

抱主が肥後を出て他国へ移住する場合には、ふつう上方抱下し者を伴って出ることとは出来なかった(次節、二六頁参照)。しかし全面的に嚴禁されていたのではなく、金銭の授受を伴わない奉公関係の時は必ずしも禁止しなかったようである。^(一一) 次の史料はそれを物語るように思われる。

『 以上

去廿八日の御状拜見申候、前廉三齋様被召置候御鉄炮衆江川十兵衛と申者、今度暇を被遣候由候、然者皮者妻子共二生国筑後之者二而候二付、唯今皮地へ引越申度との儀二候、然処二上方々永代之約束二而下女を召置申候を召連可參之由申候、か様之者他国へ召連參答二而候哉、様子無御存知候二付而、則江川十兵衛を被差越候間、皮者口を聞届様申可申入之由、得其意申上申候、皮女上方二而召置候様子十兵衛二相尋申候へハ、銀子を遣石之下女永代ニ召置申之由申候、下女召置候時之請状をも十兵衛持参仕見届申候、紙面二ハ銀子之儀ハ無之候へ共、十兵衛口上二てハ銀子を遣候と申候上ハ、十兵衛儀他国へ出シ申者二而ハ無之候、即皮十兵衛手前右之下女上方へ差上せ本人へ返シ可申と申候ハハ、佐渡守・監物かた方上方へ書物を相添差上せ可申候、皮女をわきへ遣為不申二而候間、可有其御心得候、十兵衛儀他国へ御出シ有間敷候、恐々謹言、

四月二日

米田与七郎(花押)
沢村宇右衛門(花押)長岡河内守殿
佐方与左衛門殿
志方半兵衛殿
御返報

右の場合、上方抱下し者の他国出をいかに処理すべきか宇土藩の方では迷い、本藩にその指示を仰いだのである。本藩では此の者が銀子を遣わされた者であつたため他国出を禁じ、また置替ニ転売されるを禁じ、なるべく上方へ送還されるようにしたらしい(その理由については後に推察)。このことは逆に云えば金銭の授受がない場合は他国出も出来ることを暗示する。次の史料の場合はその奉公関係の内容は明らかではないが、京都の者ニ下女壹人を伴い豊前中津へ移住しようとした者のあつたことを示している。すなわち、

『(編纂書)

『寛文十二年八月ニ篠原半兵衛御暇申上御国立退申二付人数出切手之請状也』

小国北ノ里御出シ可被下男女之事

合拾式人也 内

壹人ハ自身

壹人ハ同人女房

壹人ハせかれ李之助、豊前之生

壹人ハ小性前田喜左衛門

壹人ハ小者少介、御国之者也、此者之儀ハ来年十二月

ニ差返申答二而御座候

壹人ハ下女たつと申候、京都之者也

五人ハ日雇乗物かき也

此者共之儀ハ豊前中津へ着仕候上早々差戻シ申答二而御座候

右者私儀近年病氣ニ罷成申二付、御断申上候処ニ、無相違御暇被為拜領候ニ付、只今御国立退豊前中津に引越申候、自余之男女紛無御座候、右之男女ニ付以来出入之儀御座候者、私可奉存との為請人、岡八郎兵衛方相立申候条、

御御関所無異儀罷通申御切手之儀、被仰上可被下候、沙如件、
寛文十二年九月四日

(請書略)

佐方源右衛門殿

篠原半兵衛^⑨(花押)
岡八郎兵衛^⑩(花押)

この場合小者や日雇の乗物かきは中津まで召連れても肥後へ差返すべきことを明らかにしているのに対し、下女については何ら録すところがない^(二)。もちろん右の史料は出切手下付の願書にすぎないが、事実は左の通り下女を召連れて他国することが出来たようである。宇土より本藩へ請状と共に出切手下付を願出て、それに対して次のように出切手が与えられた。

『御使札拝見仕候、家来端原半兵衛御暇被遣、女房并下女召連、御国立退申候由、因茲小国境女出切手之御請状為持被下、則切手相調致進入候、猶御使者可為演説候、恐惶謹言』

九月七日

有吉四郎右衛門(花押)
米田甚内(花押)
米田助左衛門(花押)
有吉大藏(花押)

細川丹後守様 貴報

前掲史料(前頁)と考えあわせるならば、此の下女は金銭関係なき譜代の者であったのであろう(少くとも表面上は)。

〔G〕その他(居付)

そのほか一、二の特殊な事例を挙げれば次のとおりである。まず第一の史料は破損甚しいものであるが――

『^(遺書) 宇土口弘 本書ハ御郡奉行衆^①也
「永井宗塚もの五郎兵へ。松橋町ニ居申内御郡奉行衆へ差上書物之写」

重疊書物を以申上候

一、私儀元来京都之者ニて御座候、然者先年上向きん故、寛永十九年之二月

近世前期肥後における「上方抱下し者」

永井宗^(二)口老ノ兄了庵と申仁、是口京都ニ被罷居候、然処ニさわ口ノぎ町

ニ後家被罷居候、皮後家ハ私存申たる者ニて御座候、就夫皮後口申候ハ、私

むすめを肥後之國へ遣問敷^①、遣候ハ、了庵老口談合仕下シ可申と後家

申ニ付、私申候ハ娘ばかり遣候而ハ無心^(三)付、肥後之^(四)身すきも仕能様

ニ承及候間、^(五)六人共ニ罷下度と申、然処ニ了庵被申候ハ^(六)処ニ候ハ

、肥後之國へ我等弟永井宗宅^(七)申候間、^(八)と口申候、其時私申候

口路錢無御座と申ニ^(九)錢銀子六拾目・米六斗借シ被口了庵被^(一〇)子共

ニ六人之者ニ而、先宗宅所へ^(一一)奉公仕り、宗宅方へ返弁

仕候^(一二)間、其分ニ約束仕罷下候処ニ、私共六人共^(一三)九年之

春方只今までむりニ被召仕、めい^(一四)方立のき申候而、熊本

日ニ罷上リ一々様子申上候ニ付、宗^(一五)私ふうふ并せかれ巷

人ハ當六^(一六)子共三人宗宅所へ^(一七)揃口罷居申

右ノ仕合^(一八)仕候^(一九)重疊書物^(二〇)宗宅被申候ハ、前かと私書物仕渡候

由^(二一)書物ハ不仕候間口御せんさくハ宗宅私た^(二二)ニ

被仰付可被下候、以上

正保四年十一月十日

松橋町 五郎兵衛 印判

書物仕上候間

差上申候口印判

河郷五右衛門 殿 書判

田中又左衛門殿

牛嶋^(二九)

内海源丞殿

すなわち寛永十九年に京都の者が娘を下すにあたり、娘のみでは不憫であったのであろう、一家六人共に下りその路錢として抱主の兄より銀子六拾目、米六斗を借用した。彼等は肥後に下った後に方々に奉公してこれを返済する筈であったが、娘の抱主に無理に六人共永く召使われた

のであり、その後夫婦と忤害人はその主家を出て松橋に住んだが、なお子共三人は主家にあったらしい。^(二)このように抱下し者の親が共に肥後に下ることはあったのである。^(四)やがては、その一家は肥後に居付いてしもうのではありませんか。次の史料は本藩のものであるがそれを推察せしめるものである。——もともと此の場は領主層に仕えたものであるが——。

『御藤様ニ被召仕御奥方之衆ニ御加増被遣御印之儀申上事』

(前略——三人分略)

御印

一、御給金小判貳両者

御中居 たく

右たけ事ハ御國へ被遣小坊主甚齋母、京都者ニ而御座候、今迄ハ御給銀貳枚被下、慶安四年之春迄拾ヶ年之間、御半下奉公を遂相申候、御暇被下等ニ御座候得とも、せかれ甚齋儀右之通ニ被仰付、忤奉存様子申上^マ而も被召仕被下候ハ、為此御礼又三ヶ年を切り御奉公申上度由申上候処ニ、久々たまりに御奉公申候間、可被召仕由被仰出、此以後者前廉之御給銀貳枚を御直被成、慶安五年分方御給金小判貳両宛被遣、御中居衆並ニ被召仕可被下由、被仰出候御印之事、

以上

右之衆中如此被仰付候間、御給扶持御賄等、従前々如被遣来永被仰付候、御印之儀申上候、以上

慶安五年二月三日

右之御使被仰付候故判形仕候

小林半太夫殿
平野清兵衛殿

内藤十左衛門
大塚少兵衛
堀平左衛門

(二五)

すなわち京都の女が十年 季御半下奉公をし、またその子も小坊主を勤めているため御礼奉公としてさらに三カ年の奉公をするのである。かかる過程をたどって永く肥後に居付くようになってゆくのはあるまいか。

註

(一) 此の史料は一〇頁・一三頁引用の史料と共に一通を成す。参照されたい。
(二) たとえば承応元年十二月七日「女請取申書物之事」の端裏書に「福山次太夫、大坂方抱下候下女むめ差上せ候請取手かた也、但此下女ハ次太夫むすめニ付テ熊本へ遣候ニ付、むすめ手前々差上せ候也」とあり、抱主の娘に譲渡されていたわけである(おそらく縁家へ付け遣わされたものか)。

(三) たとえば正保三年三月廿七日松村清兵衛差出シ(永屋安左衛門・熊谷新太郎宛)には宮之地神宮寺が銀子六拾五匁四分で抱下した吉十郎という奉公人(一三頁注(一)参照)について左の如く見える。

「……然処、右之吉十郎神宮寺氣ニ入不申故、置替くれ候へと我等を頼被申ニ付、二ノ町九郎右衛門所へ元良六拾五匁四分にて召置申候処ニ、又九郎右衛門氣ニも入不申候故、上日置村之御庄屋久右衛門所へ右六拾五匁四分にて召置申候、又久右衛門手前々吉王丸村へ召置申由ニ御座候、……其上久右衛門方吉王丸へ銀百目ニ売申候由申上せ候……」

(四) 前掲請状6「張紙」参照(九頁)。

(五) たとえば正保三年四月十五日緒方半右衛門「書物之覚」・同年月廿日御大工清兵衛「書物之覚」・同年月廿九日谷三丞「書物之覚」など。

(六) 前注(三)の吉十郎という奉公人についてであるが——

「……左様御座候へハ御郡奉行衆方もとくへ帰シ可申旨被仰付故、吉王丸方久右衛門方へ帰シ申候を、久右衛門方私所へ返シ申候」

本藩での事例であるが、次の如く国境の関所に達せられた。

「正保四年八月

一、佐和市兵衛方上方々十年切ニ抱下被申男害人、昨晚走り申之由被申上ニ付、則、南関・坂梨・小国北里へ市兵衛差出之帯面をうつし、此書付のことく成もの通り候ハ、押置註進仕候へと申遣事

右三通之状継飛脚ニ而遣ス

(御奉行所旧記抄出三。北岡文庫所蔵)

根取 長左衛門 ㊦

同じく本藩寛文六年触状扣(北岡文庫所蔵)には、逃亡↓主人の搜索↓主人よりの差出↓藩内各所に触れられる事情が分るので次に掲げると、

「差出

遠坂関内与森本四郎兵衛下女、六年己前丑ノ年上方々拾年切ニ抱下申

候、然処昨朝懸落仕申候、歳廿ニ罷成候、せいちいさく、丸顔ニて色白成女ニ而御座候、嶋さらしの帷子、さよ之の帷子、木綿の浅黄につたの葉のちらし付候單物着仕、帯ハ木綿之ちや色ニて御座候、京都を下り申時分ハはなと申候、当地ニ參候てまづと申候、即刻可申上も、何とそ尋出可申と奉存、方々相尋申候へ共、聞出不申候付、只今迄延引仕候、此段御奉行所迄被仰上御触被成被下候様ニ奉願候、以上

六月廿一日

森本四郎兵衛世倅
森本三郎助

和氣文右衛門

右之通ニ御座候条、な屋くへかくれ居申儀も可在之候ハ、押置、即刻奉行所へ被申上候様ニ御老中・御与中并御家来中へも被仰触候様ニ可在御沙汰候、上方女之儀ニ付大藏殿へ相伺候處、皆共る相触可申旨ニ付如此候、以上

六月廿一日

奉行四人

右之通、^(長岡)監物殿・^(長岡)佐渡殿・^(有江)大藏殿・^(長岡)左近殿、此御四人衆へハ内衆へ、当役々ニ申遣、清田石見、田中左兵衛、佐田小兵衛、沢村大寺、溝口藏人、坂井与一右衛門、竹田了由此七人ニハ一紙ニ遣、但、溝口藏人之肩書ニ志水伯首与中へ被申触候へと肩書ニ調候、坂井与一右衛門肩書ニハ御使間衆中へ被申触候へと調候事、^(細川)左京殿・^(細川)將監殿・与一郎殿・半右衛門殿・数馬殿此御衆へハ役々内衆へ申遣、高瀬・高橋・川尻・佐敷、此四ヶ所之御町奉行衆へ一紙ニ調遣、但奥ニ川尻御舟手衆も書加申候、^(武吉)宇右衛門・佐方源右衛門・上羽又右衛門方へ一通、佐敷ニて藏圖書方へ一通、御側物頭衆御半人衆一紙ニ申触候、御右筆衆・物書中、并、手明衆へハ触狀ニ通ニ調遣、御勤方へハ御勤間衆方被申触候事、但女之儀ニ候故、南関・坂梨ニハ不申遣候事、但^(所力)当之御町奉行衆へも一通

(八) 前注(七)傍点の箇所参照。

(九) 対馬藩の例では藩庁より京都代官に達し、代官より親元・請人に達した(前掲拙稿一七〇頁)。

(一〇) 慶安武年九月十日はくや喜兵衛請取状。同年十月廿五日福知平右衛門寛近世前期肥後における「上方抱下し者」

書(次節の注(一八)参照)。

(一) 一般に御国(肥後領内)の者でなく、金銭関係なき「譜代」は他国出を許されたと思われる。寛永十四年万差紙之扣(北岡文庫)三月廿四日筑後三池口御通シ可ヒ下男女之事。その他例多し。

(二) この文書は別に一通案文があり、下女たつの次行に「此女之儀」と書きかけて抹消されている。おそらく右の小者にない、肥後へ差返すべきことを録そうとして『御国之者』でないためその必要を認めなかったものと思われる。

(三) 五郎兵衛はこの以前にも度々抱主との間に悶着あり、また右史料にも見えるように正保四年六月に夫婦せがれ(以上三人)は抱主のもとを出たが、この間の事情は左の史料に明らかである。

『宗塚内ノ者五郎兵衛へ書物
本書ハ宗塚手前ニ在之也
宇土弘申時ノ書物ノ写也』

書物之支

私儀数年無所存をかまへ段々ノ曲事仕候を、最前も命を被成御助忝存候、然所ニ今度両度熊本へ走り御老中へ申度まゝの儀申候処ニ、源右衛門様・新太郎様熊本御老中様方被成御よひ、前かと私仕候書物共被成御見届、私曲事ニ相究申候、然上ハ御せいはい可被成処ニ、又々命御助被成、私夫婦せがれ以上三人之分御暇被下、当所被成御弘忝奉存候、京へ被成御上せ可被下と源右衛門様・新太郎様被仰候へ共、京へ罷帰候ても頼可申者無御座候間、御国之内ニて似合ニすぎわい仕度と

「宇土町城神山勿論御侍町・石之瀬之外、御國中御ゆるし被成候儀、重々忝奉存候、然上ハ右被成御弘候内へかつて参申間敷、以来参申候か、曲事仕候者、此上ハ可被成御誅伐候、残ル子共三人之儀ハ年季之間ハ」可被召置候、勿論曲事仕候者御せいはい可被成候、其時一言之儀申上間敷候、為後日如件、

正保四年六月廿一日

五郎兵衛

永井宗塚様

(四) 京都はくや喜兵衛は二人の娘を細川三斎に永代進上し自らも八代へ下り町人となり、その後宇土に居た(慶安武年十月廿五日福知平右衛門寛書、

同年九月十日、はくや喜兵衛書物。

(一五) 慶安三年八月十五日ヨリ 奉書 (北岡文庫所蔵)。
承応二年五月七日迄

五、上方への送還

上方抱下し者は年季明けの後、場合によっては年季内にも上方へ送還された(送還のことを「差上せ」と云う)。また永代者も拾年切の年季に變更され送還されたのである。

送還に際しては抱主より奉公人本人に紛無き旨の請状を以て宇土藩役人(上方者改奉行)に出切手下付の申請がなされる(熊本^(三)の老中に直接申請される場合もある)。さらに宇土藩より熊本^(四)の老中へ申請し、老中より出切手が下付されてはじめて肥後藩領の川口・関所を出ることが出来た。(もっとも老中よりの出切手ではなく老中の書状を以て吟味をまかされ、川口を出した場合もある)また熊本老中より京・大坂の奉行宛の書状および奉公人各人の請状を添え、差上したのである。

上方では京・大坂各奉行が送還者を受取り、これを人主・請人に返した。この際人主・請人より請取状を取り(請取状の宛名は抱主又は京・大坂の奉行宛になっている)、これは熊本へ返送され、上方者改奉行を通じて前の抱主に渡された。前抱主は請取状を請取った旨、上方者改奉行に差出したのである。多少の例外はあるかも知れないが、大体右の手続をもって送還されたと思われる。

ところで年季内に送還されるのは如何なる理由によったのであろうか。第一は抱主が死亡せるためその遺族により送還される場合である。第二は奉公人が病氣のため送還される場合である。なお理由が明示されていないが一般的に「役ニ立不申候故」という事例は非常に多い。種々

の理由もあろうがこの中には病氣も含まれているかと思われる。第三には抱主が藩を致仕し他国へ移住する場合には、上方抱者をば伴ってゆくことは出来なかった(前節、二二頁史料参照)。したがって他国出の抱主はその奉公人を藩の役人に引渡して他国へ出たようである。その後、藩は彼等奉公人を前述の手続をもって上方へ送還したのであった。

前述せるように送還者は本藩の京・大坂各奉行により、親・請人に引渡され請取手形がとられたのであるが、此の場合親・請人・口入等が死亡しその代人に引渡された例もある。たとえば前引請状2(七、八頁)のたつの請取手形は左の如くであった。

『(端裏書)

「慶四年

浅井茂大夫大坂の抱下候たつ、差上せ候時、うけ取手かた也、
熊本御老中へ被下候を此方へ申請候也」

女請取申書物事

一、私姪たつと申女傭人、寛永拾九年十月拾年切之約束ニ而銀子七十目請取、肥後八代ニ而浅井茂太夫殿へ御奉公ニ、差下申所ニ、未年季明不申候へ共、茂太夫殿御果被成候ニ付、後室様方暇被下、御上せ被成候而、右書物ニ判形仕候たつ親浄心・請人善二郎・口入人仁左衛門・同与四右衛門ニ御渡可被成と被仰候へ共、右四人之者共何も相果申ニ付、為名代九右衛門・九左衛門・庄兵衛・長二郎此書物ニ判形仕、たつ儲ニ請取、辱奉存候、此女ニ付而以来共ニ少も申分無御座候、若何方も出入申者御座候者、何時ニ而も私共可被仰聞候、罷出埒明可申候、たつ宗門者浄土宗ニ而御座候、紛無御座候、為後日女請取申書物仕上申所如件、

慶安四年十一月廿六日

浄心名代大坂油町三丁目家持

たつおち 九右衛門

同町たるや

善二郎名代 九左衛門

同長町筋けかわや町
仁左衛門名代 庄 兵 口 ⑩
同道頼堀茶や
与四右衛門名代、長 二 郎 ⑪

細川帯刀様御内

浅井茂太夫殿

後室様

すなわち、寛永十九年十月から慶安四年十一月まで十年足らずの間に、親・請人・口入等四人がすべて死亡したため、夫々の代人四人が連名にて受取ったものである。かかる事例は必ずしも特殊ではなく、請取手形の残存数はわりに少いにもかかわらず、代人による受取や、果して正當なる受取人かどうか些か疑問に思われるものも少なくない。^(二六)もちろん年内に飢饉の時期があったから死亡者の多いことも考えられる。また前述のように親類・請人すべて死し送還先について困り本藩に問合せたこともあったし^(二六)（二六頁引用史料参照）、福知平右衛門下女、い、ち、の、よ、うに、『……親彦右衛門儀右之い、ちが、お、お、む、こ、喜、兵、へ、と、申、者、と、一、所、二、ほ、てや町ニ居申候処ニ、皮親彦右衛門ハ先年相果申由申来候、別ニ跡目も無御座ニ付、右ノおはむこ喜兵へ所へ可参由申候間、則喜兵へ所へ戻し申候……』と録されるが如きこともあったであろう。併し、果してすべてを史料の表面通りに理解してよいか、どうか。「上方抱下し」自体——決して全部ではないが——その背後に人身売買や人勾引を推測される面もあるから、史料に見える代人が果して正當なる受取人であったか、どうか。また請人のみ（少くとも請取手形の形式では）で受取っている場合、若し請人が単なる周旋業者であつたとき奉公人のその後の運命はいかなるものであつたらうか。史料に見える親・兄・伯父……などがどの

程度信頼度があるのか、等々。疑問や臆測の余地が多く残されているようである。

なお奉公人の親も肥後へ下り居住していることもあって、此の場合直接親許にかえされた。^(二八)

註

(一) 一六・一七頁参照。

(二) 一例をあぐれば

『端裏書』

〔子朔月廿五日

加来兵右衛門京方抱下候下女かめ、加来三右衛門方上せ候時川口ノ請状也』

川尻川口御出シ可被下女之事

但老人也

右者私親兵右衛門京方拾年切ニ抱下シ申かめと申下女ニ而御座候、未年季明不申候へ共、只今京都へ送り戻シ申間、右抱下シ申時之請状相添進し申候、自余之女ニ紛無御座候、勿論御国ノ者ニ而無御座候、此女ニ付、以来出入御座候者、可存との請人として、見崎与右衛門相立申候間、川口罷出候御切手可被下也、沙如件、

慶安元年四月廿五日

加来三右衛門（花押）⑩

右ノ女自余ニ紛無御座候、勿論御国ノ者ニ而無御座候、此女ノ儀ニ付以来出入御座候者、私為可存、請人ニ罷立申候間、川口罷出候御切手可被下候、以上

請人 見崎与右衛門（花押）⑪

佐方源右衛門殿
熊谷新太郎殿

(三) 此の差違は如何なる事情によるのか明かでない（一定の身分以上か？）
(四) 一例をあげる——注(二)参照。

『端裏書』

「加来兵右衛門京方抱下女上せ候ニ付、源右衛門・新太郎方御老中へ遣川口ノ請状也」^(左方)
^(無名)

近世前期肥後における「上方抱下し者」

川尻川口御出シ可被下女之事

但害人也

京都のもの、かめと申候也

右者、加来兵右衛門京方十年切ニ抱下申候下女ニ而御座候、未年季明不申候へ共、只今上せ申候、兵右衛門儀相果申ニ付、せがれ同名三右衛門方上せ申候、自余ニ紛無御座候、勿論御国ノ者ニて無御座候、此女ノ儀ニ付、以来出入御座候ハ、可存也、見崎与右衛門肩書加判在之書物私共手前ニ取置申候、自余ニ紛無御座候間、川口罷出申御切手可被下候、沙如件、

慶安元年

四月廿五日

佐方源右衛門
熊谷新太郎

長岡式部少殿
米田左馬允殿
長岡勘解由殿
沢村宇右衛門殿

(五) 一例をあげる——注(二)・(四)参照。

『端裏書』

「子卯月廿五日

加来兵右衛門京方抱下候下女かめ、三右衛門方上せ候時、御老中の方ノ川口出切手ノ写也」

川尻河口可被出之事

但害人也

かめと申女、京都之者之由

右ハ細川帶刀殿内加来兵右衛門と申人存命之内京都方拾年切之約束ニ而、寛永式拾年ニ抱下被申之由、未年季不明候へ共、兵右衛門相果被申ニ付、同名三右衛門方方右之女京都へ差返シ、親并請人方へ相渡候由ニ而、自由之女ニ無紛、勿論御国ノ者にて無之候、以来此女ニ付出入之儀候者、可存旨右三右衛門書物ニ無紛、為請人見崎与右衛門と申人相立、右無紛候間、請人相立候、以来此女ニ付、出入候者可存との肩書加判在之書物、帶刀殿内佐方源右衛門・熊谷新太郎手前ニ被取置、左候而、右源右衛門・新太郎右之通無紛候間、出切手可遣之由、兩人書物被仕出候を此方ニ取置候間、川尻河口無異儀可被出者也

慶安元年四月廿五日

長岡式部
書判
印判

沢村宇右衛門 右同
長岡勘解由 右同
江戸へ御使ニ被参判形無之
米田左馬允

(六) 八代時代のものであるが次の書状がある。

『以上

上方より拾年切之約束ニ而、其元之御衆召抱被申候女八人、役ニ立不申由候而、被差上候、并、平野次左衛門娘を、三斎様被召置候時、娘ニ付差下シ被申候女一人、山田三右衛門所方差上せ被申由、以上女数九人、只今差上せ上方にて前々之在所へ遣被申候間、其元川口罷通候切手可遣由ニ而、請狀被差越、見届請取置申候、其元川口御番衆何かし居被申候も不存候、其上拙者共判形をも見知被申間敷候条、切手ハ遣不申候、此書状を各御手前ニ被取置、右之女数自余ニ不紛様ニ各御吟味候而、川口可有御出候、為其如此候、恐々謹言、

正保三年五月廿八日

長岡河内守殿
佐方与左衛門殿
志方半兵衛殿

人々御中

米田与七郎(花押)
沢村宇右衛門(花押)
長岡式部少輔(花押)

(七) たとえば熊本老中より宇土(八代)老中への書状に左の如く見える。

『以上

昨廿九日之御狀致拜見候、
一、其元之御侍衆、上方方抱下被申候女之奉公人、此度被差上せ由、被仰越ニ付而、古橋口左衛門所へ我等共方之書状相調進し申候間、御請取候由、被仰聞、承届候、就其、上方よりの請狀をも被相添、被差上せ候様ニと申入候処ニ被得其意由、尤存候事
(以下略)

六月朔日

長岡監物
興季(花押)

長岡 渡守 興長 (花押)

長岡河内守殿
佐方与右衛門殿
志方半兵衛殿
御返報

なお前引請狀 1・2・3・5 の端裏書参照。

(八) 一例を挙げる (前引請狀 3 参照)。

『端裏書』

「なへ書物、慶安四年

魚住平左衛門京方抱下候下女なへ差上セ候時うけ取手かた也、古橋小左衛門方被下候也」

請取申女之事

一、細川六丸様御家中帯刀殿御内魚住平左衛門殿へ此なへと申女、拾年切之御約束ニ而御奉公ニ進し申候処ニ、未年季ハあき不申候へ共、御暇を被下、をくり御上セ察奉存候、私儀皮女之ためニおち其上請人ニ而御座候ニ〇、只今此なへ慥ニ請取申候、
一、此女之儀ニ付、御公儀又ハ何方方も如何様之出入申来候共、何時も私罷出候者、あきらめて件之女慥ニ請取之書物如件、

慶安四年

卯十一月廿八日

魚住平左衛門 殿 参

(九) たとえ

『端裏書』「福知平右衛門下女、京都へ差返、本主ニ相渡埒明申様子書付置也」

此女無事ニ丑ノ十二月朔日ニ京都へ着候而、則女主おはむ喜兵衛ニ相渡、らち明候也、古橋小左衛門殿方状来リ、右之喜兵衛へ又請人伊兵衛所方女うけ取切手十二月三日之日付にて来、則此段上方女改帳之一卷ニ書付置、本切手ハ平右衛門所ニ取置也、

慶安三年

正月十一日

福知平右衛門 (花押)

右之様子熊本にて当御月番衆左馬允殿へ申込、則古小左衛門御老中へ之返事相渡、女請取切手を見せ申埒明也、正月八日ニ御申候也

近世前期肥後における「上方抱下し者」

(一〇) たとえ

『付送』「上方へ上候下女、上方にて請取申候との切手参候ニ付、下女上候主人々へ右之切手相渡候請口切手也」

今度上せ申候さこと申女請取申との手形持せ被下、慥ニ請取申候、

以上、

正保三年七月廿五日

志水 清安 (印)

熊谷 新太郎 殿

…… (紙ツギ目) (以下四通略) ……

(一) たとえ前注(五)および二六頁史料(浅井茂太夫下女)参照。

(二) たとえ

『端裏書』「岡兵太夫下女ゆりと申者京都へ差返候時之請狀也」

南関御通可被下女之事

但一人ゆりと申女 年十八

右之女生国京…… (中略) ……寛文十一年ノ十年切之約束ニ而御国に召下申候得共、右之者病氣者故暇を遣、唯今京都に差上せ申候(後略)

延宝二年二月十五日

(人名略)

(一三) 正保三年五月廿二日「上せ申男女之事」(一紙) に見える十人はいづれも「やくにたち不申候間」とあり、一人だけは「煩やくにたち不申候ニ付」と見える。その他史料多し。

(一四) この事情をもっともよく示す一例を挙げる。

正保四年六月十日恒屋権左衛門は「今度御暇被下他国に立退申」ため、自身、せがれ、むすめ、下人三人、小姓小者四人計十人の出切手を申請(「川尻川口御出シ可被下男女之事」)、同時に上方抱下し者一人を上方者改奉行に引渡した。すなわち、

『端裏書』

御暇申上ニ付 上方方抱下申女兩人、此方へ渡置候書物也」

覚

一、大坂方拾年切之約束ニ而たあと申女志人抱下シ申候事、
一、京方拾年切之約束ニ而つると申女志人抱下シ申候事、
右兩人之女、私今度御暇被下他国仕ニ付、各へ渡置候、右之女抱下シ

申時之書物式ツ相添進候間、御請取可被成候、以上、

正保四年六月十日

恒屋権左衛門 ㊤ (花押)

右之女御国之者ニ而無御座、自余ニ紛

無御座候、自然此女ニ付、来出入御座

候者、私可存候、已上 ㊤ 菅市右衛門殿 ㊤ (花押)

已上 ㊤ 香山万五良殿 ㊤ (花押)

佐方源右衛門殿
熊谷新太良殿

而して同月十七日には恒屋権左衛門ら十人の出切手は下付された(「亥六月十七日恒屋権左衛門他国へ立退申付川尻川口出切手ノ写シ」)。翌五年正月には熊本老中へ上方女の出切手の申請がなされた。もっとも右の女のうち一人が子供を生んだので三人の出切手である。すなわち、
『(端裏書)「恒や権左衛門上方女上せ申付、くま本御老中へ遣申請状扣也」

川尻川口御出シ可被下女出切手之事

合三人内老人ハ京都ノもの、つると申候也

老人ハ大坂ノもの、たあと申候也

老人ハ右ノたあむすめ、旧冬参元ニて生れ申候也

右ハ恒屋権左衛門上方方抱下シ申候下女ニ而御座候、只今上せ申候、権

左衛門当夏口出申、他国仕候付、右之女式人口置申候処老人之女年内子

をうミ申候、むすめニて御座候、……… (中略) ……

右むすめ御国にて生れ申候、此外御国ノもの一人も無御座候

勿論御国之者ニ而無御座候……… (中略)

自余之口無御座候間、川口罷出候御切手可被下候、沙如件、

正保五年正月

佐方源右衛門
熊谷新太郎

(一五) 他の一例を挙げる——寛永拾九年十一月に抱下された福山次太夫下女むめは十年の年季が明け送還されたが、親・請人・口入三人死亡、親の名代として妹婿、請人と口入の名代としては夫々おち二人が連名している(承

応元年十二月七日、女請取申書物之事)。

(一六) 恒屋権左衛門下女つる (請状5、参照) は請状の請人のみで請取手形を出している。

『請取申女之事

一、此つると申女……… (略)

一、皮つると申女、私妹ニて御座候、二付、右方請人、二立申候二付、情請

取申候、

一、(略)

一、右ニ恒、谷権左衛門殿方被下候書物、私母手前ニ而見うしない申候ニ付而、指上申候、以来其書物出申候共、可為本具候、女請取申候との御書物如件

正保五年三月二日

黒門通かわや町下立売町

加兵衛(書判)

熊谷新太郎殿
佐方源右衛門殿

請状の請人は兄であって、人主的性格を暗に示し、請状の「やり主」たる母は見えず、書物は紛失という。加兵衛の住所も請状の時とは変っている。ここに云う通りのことも勿論あり得るが、疑えば疑い得るのではなからうか。また福山源次下女二人を請人一人のみで請取手形を出しているが、

此の請人はいかなる性格のものか種々臆測されるであろう (承応二年六月廿三日、請取申女之事)。

(一七) 慶安式年十一月朔日、川尻川口出申御切手可被下女之事。

(一八) 細川三斎に永代進上せられ、その後御上臈御三様に召使われた者で、特殊な事例かも知れないが、

『(端裏書)「御三様ニ被召仕候ふり・らくと申おといノ小女ノ娘子、同親喜兵へ書物也、あねノふりハ相果申候、妹ノらくハ御暇申二付、宇土ニて丑九月十日ニ親喜兵へニ被遣候、則喜兵へハ宇土ニ在付居候也」

書物

私娘ふり・らくヤ人かと京ニて三斎様へ進上申候、御三様ニめしつかわれ候処ニ、あねのふりハ相煩、正保四年十一月廿二日ニ相果申候、いもとらくハ此度御暇之儀申上候処ニ無別儀御暇被下、不奉存候、此者共之

儀ニ付、以来ニても別ニ申上儀無御座候、私儀御国に參、則宇土ニ居申
ニ付、宇土ニ而請取申奉存候、為後日一筆仕上候、以上
慶安貳年九月十日 右之らくおや、はくや

喜兵衛(書判)

見崎与右衛門殿(花押)
豊田角左衛門殿

福知平左衛門殿
熊谷新太良殿

六、あとがき

以上肥後における上方抱下し者について考察してきた。はじめにも述べたように、これは西国諸藩に広汎に見られたことであり(したがって細川家が畿内出身であることにその理由を求めらるべきではない)、また細川藩としては、肥後入部以前の豊前時代にも行われていたことが明らかである。

ところで西国諸藩において何故わざわざ上方者を抱え下さねばならなかったであろうか。年代が長い期間にわたっているのを見れば單に上方の飢饉時における一時的現象としてでは説明出来ない。しからば西国諸藩では勞働力が不足していたのであろうか。領内で供給出来ないならば隣国から抱え入れることが出来なかったのであろうか。これらの奉公人は主に武家奉公人であらうが、何故女性が多かったのであろうか……等々。多くの疑問が投げかけられるのである。

これらについては適確な解答を持ち得ないが、試みに一応次のように理解したらどうであらうか。すなわち武家の奉公人の供給は給人が自己の給知の農民から取り得る場合以外は比較的困難でなかったろうか。藩乃至給人の農民統制は農民が村外に、ことに農業を離れて恣に奉公に出ることは許さなかったと思われるからである。それにしても武家

近世前期肥後における「上方抱下し者」

奉公人である限り、たとえ下級の者といえども男奉公人は戦陣・非常の場にも伴うことが当然予想されるので、なるべく領内から得ようと特に努められたであらう。

それに比ぶれば女奉公人は領外の者でも良かったのかも知れない。ことに人畜帳により窺う所では各村とも女子人数は男子人数に比べて少い(各藩に共通の現象であるが)。また武家の家内奉公の如きは領内農村の子女よりもむしろ上方女の方が好ましかったかとおもわれる。

ところで藩ことに近世前期の辺境大藩においては、領国の封鎖性は特に強かったと思われる。領国相互間の商品流通がきわめて微弱乃至欠如していたことは、すでに宮本又次教授が指摘されているが、領国相互間における人売・人質・奉公関係も欠如し、嚴禁されていたのである。たとえば福岡藩―細川藩豊前時代の隣藩―では、慶長十一年月に『郡中之者、男女によらず他国へ売候儀停止之事』とあり、肥前佐賀藩では承応元年十二月に『領中之者、他領質ひニ置儀可為停止事』と見え、同四年には『不依男女、他方々人を売候儀稠敷仕度ニ可申付事、付、他領ひ、男子女子ニ而も質置候儀可為停止事』とあり、人身売買を禁止すると共に、他領への人質を禁止したのである。後年まで此の原則は貫いているし、またこれと照応するように他領の者を下人に抱え置くことを禁止したのであった。或は肥前唐津藩でも元和二年九月に『奉公人……他領ひ出事堅禁制之事』とあり、対馬藩―肥前田代の領分を含む―でも万治以降しばしば他国への人売・人質を禁止したのであった。

此の点肥後細川藩においても同様で、入部直後の寛永九年十二月に国中の「庄屋ニ申出候覚」の中にも『他国へ人をうるましき事』としており、また他領への人売・人質・奉公に対して嚴罰を処していることを以

としてもその禁止の態度は充分窺えるであろう。たとえば玉名郡江田村の主税、合志郡板井村の六兵衛が女一人を豊後中川領へ売ったのに対し、寛永十六年四月藩は家臣を遣わしてこれを請返し、五月には主税・六兵衛（六兵衛妻も）をは、た物にかけたのであった。^(三三)しかも隣国日向の者を買取って転売したことや、隣領柳川藩よりの走り者を日向有馬領に売ったこと^(三五)についても嚴罰を以てのぞんでいるのを見ると、かならずしも自領の者を他領へ売り、奉公に出すことを禁じただけでなく、全般的に隣領との人売・人質・奉公関係自体を禁じていたと見なければならぬ。^(二六)

かく見てくると武家の下級奉公人（ことに女）は領国内から供給されることは相当困難であった上に、隣領より供給されることは全く不可能であったと思われる。ここに上方からの「抱え下し」が意味をもつようになるのではないだろうか。

ところで上方（畿内）のもつ性格（政治的・社会的・経済的性格）は西国・辺境諸藩とは初期から質的差異をもっていたようである。所謂「非領国地域」^(三七)であって、御料・小藩領・遠国諸藩の飛地・旗本領や宮・堂上・寺社領等々の入組み支配地帯であり、領主の裁判権や産業統制・行政権は強力であり得なかったのである。安岡重明氏は「畿内における所領の細分は地域の封鎖・孤立をもたらさず、むしろ支配の薄弱及び地域の開放に結果した」といわれる。^(三八)さきに西国諸藩について指摘した強力な藩権力による封鎖的性格、領国諸政策の展開は乏しかったと見なければならぬ。

とすれば此の地域では近世前期においても奉公関係は領境を超えて行われていたと推察される。此の地域の奉公人に関する研究は数々のすぐ

れた業績をもっているけれども、近世前期について如上の問題にこたえてくれる論文は少い。しかし幾つかの事例は右の推測をたしかめてくれるようである。たとえば、大竹秀男氏は延宝元年（一六七三）摂津国有馬郡乙原村（三田藩領？）より武庫郡下瓦林村（尾崎藩領）への譜代奉公（人身売買）及び寛文十三年（延宝元年）大坂より下瓦林村への譜代奉公の証文を挙げられている。^(三九)また今井林太郎・八木哲浩両氏は同国上瓦林村の万治二年（一六五九）の宗門改帳では有馬郡（三田藩領）や丹波からの下人（八年・十年の年季奉公人）や有馬郡よりの下女養子の存在を認められ、さらに年代は少し降るが元禄期（以降も）の上瓦林村に雇入れられた奉公人の供給地は主として丹波・播磨の山間地帯（他領）であり、しかも十年季という長期のものが圧倒的に多かったとされる（これについては比較的近い地域よりの者で、長年季は少かった）。或は脇田修氏も同じく元禄期における河内の事例を挙げておられる。^(四〇)すなわち、古市郡軽墓村の元禄八年（一六九五）の宗門改帳によれば、同村の奉公人のうち近村からの者は一年季が多いが、十年季の如き長年季は近江（ことに水口宿）・京・大和郡山から入込んでいた。同郡東坂田村の元禄三年宗旨改帳でも年季奉公人（年季は不明）のうちには村内からの者のほかに摂津国有馬郡・紀伊国伊都郡の如き他領遠隔地かつ山間地帯よりの出稼が認められ、しかも此の村からは近村のほか京・大坂にも奉公に出ていることを注意しなければならない。また丹南郡南嶋泉村でも村内・近村からの奉公人はほとんど一年季の者であるのに対し、遠隔地よりの入込奉公人はすべて長年季であった。ことに近江甲賀郡のごとき山間地帯からの出稼は一名にすぎず、他は京・大坂・伏見乃至大坂三郷続きの町場地帯（玉造・平野）・京都近郊村からの者であった。脇田氏はこれについ

て「このような現象が何故起ったかは今の所明確なことは云えないが、元禄期都市の発展が既に頂点に達していて労働人口も過飽状態になりつつあったことを推定させる……」と云われているが、かかる元禄期の現象はもう少し年代を遡らせて考えても無理はなさそうに思われる。

以上窺った所から見ても、近世前期の畿内では封建的領境を越えて奉公関係は広く展開していたのである。もちろん幕府は人身売買・人身勾引を禁止していたが、領境を越えての奉公関係については何ら禁止することはなかった（『全国的支配者としての立場からか』）。したがって奉公年季の規定（十年季を以て限度とする）、請状の作成……等々の条件を守り（形式的にせよ）、また届出さえすれば奉公人を上方より西国へ抱え下すことも決して違法ではなかった。かくて肥後にかぎらず西国諸藩へ多数の者が十年季の奉公に抱え下されたのである。もっとも大竹秀男氏によると「人身永代売は江戸期初頭における畿内一般の雇傭慣習であったと解してまちがいないであろう」とさえ云われるから、上方抱下し者についても人身勾引・人身売買や譜代奉公が入り込む余地は充分あった。いわゆる飢饉の時には「かつゑ申候間、是非共召連下候てくれ候へ」という身曳的なものが当然行われるであろう。また幕法による人身売買・人身勾引の禁止に伴い、かつての人身売買業者が漸次周旋業者に転換しつつある時期ではあるが、雇用先が遠国であるだけ、人身勾引的要素がなおつきまとう事もあったし、幕府も度々取締らねばならなかったわけである。

併し上方抱下し者の主軸は十年季の年季奉公であり、それは一応近世的雇用関係とは云えよう。けれども此の年季奉公は、手ばなしで近世的年季奉公というよりも、むしろ中世的「人買い船」——謡曲や狂言に見

近世前期肥後における「上方抱下し者」

える人勾引・人買い・東国への買い下しや十六世紀における日本人奴隷の海外輸出（ポルトガル奴隷貿易商人の活躍）の系統を引き、いわば人買い船にまつわる諸要素を払拭しつつ近世的雇用関係に脱皮・転化しつつあったものと理解される。したがって逆に動けば日向の人買い船一件の如きは幕末期でさえ露呈されたし、大坂の学者中井竹山をして取締を要望せしむるものでもあったのである。

前にもふれたように我が国近世の年季奉公の源流には二つのものが考えられる。一方は同族団内部・親方子方関係内部において譜代・子方の子弟の養奉公から年季奉公へ進展してくる道であり、他方は人身差押・人身売買より質物奉公・年季奉公へ転化してくる道である。両者は決して孤立したものではないし、無関係なものではない。相互に影響しあい、制約しあい展開してきたのであるが、同じく年季奉公といってもその性格は多様であって、年季奉公一般について論じることは危険である。年季奉公人の中には古島敏雄氏の云われる「徳川期的秩序に即応した労働形態」を主軸としつつも、賃労働の萌芽形態と考えるものもあったのであり、また条件の如何では小稿で取りあげたような多分に中世人買い船的系統のものさえ存在したのである。

我々がうかがってきた「上方抱下し者」の場合、それは共同体の外部、「家」外部の無拘束な取引関係であり、雇用契約の成立にあたって雇用主と被用者側（親・請人らを含めて）との間には信頼し得る合理的基盤が欠如していたように思われる。云わば「偽瞞及び商略」が多分に働きて得る条件にあった。しかも折出された無産の民衆を雇用する雇用主は主として封建武士層であり、その労働内容はおそらく下級の武家奉公——家内の雑役であり決して生産的なものではなかった。したがって、

かかる年季奉公はそれ自体としては近代的労働関係を胚胎せしむる方向（萌芽的賃労働への道）へ進むことを全く閉された云わば「袋小路」の性格をもっていたとおもわれる。

したがって本稿でとりあげた「上方抱下し者」は賃労働形成史という面から云えば、無視されてよい奉公人であるかも知れない。併し近世雇用史の研究上には究明を要する一テーマであり、またかかる「袋小路」的なものの研究を含んでこそ、真の意味での賃労働形成史は肉づけされるのであろう。いわんや単なる「袋小路」ではなく、明治以降の海外出稼や女子労働者にさえ、或る共通する性格を見出すのではないだろうか。

註

(一) 寛永五年・六年、川口女出切手御印扣（北岡文庫所蔵）に多数見える。たとえば

『小倉川口可被出女之事
合巻人也』

右者小崎与次平女房衆之下女ニ而候、京都、召抱被罷下候処、年記明申ニ付而、早々被差上せ候、御国之者ニ而無之、其上自余之女ニ無紛との請人佐田源承被相立、御印成被下此方ニ取置申候間、今月中二川口可被出所如件

寛永五年八月廿四日

小倉川口御番所衆中

浅山修理
田中兵庫

なお同文書には上方より御物師に召置れた女八人（上式人・下六人）が年季明け差上せられた例もある。

(二) 幕末日向についてであるが中井竹山著、草茅危言（日本経済叢書卷十六）四四二―四四頁参照。

(三) 奉公人についてではないが、給人の給知農民に対する支配の強さを示す例として次の史料を引用する。阿そ谷役大原村太兵衛に關し

『此もの儀、黒川村伝右衛門姪と夫婦ニ可相成由、相對にて契約仕候へ共、黒川村ハ長川左衛門知行所にて、男女老人も脇へ遣申事給人差図無之候へハ不成由候而、何角と埒明不申……』云々と見える（寛文元年の元禄四年迄、誅伐帳〔北岡文庫所蔵〕、延宝貳年四月廿七日於井手口御誅伐被仰付候六人之覚の項）。また、給人に対し不屈のことあり人畜を差放たれることもあった（『肥後藩の農民生活』二二九頁史料）。

森山恒雄氏によれば給人領より他の給人へ恣に奉公人に出すことは出来なかったと云う。なお肥前唐津藩が元和二年九月に『奉公人、其村給人に罷出、一季おりたるへし……』とあるが、給知より奉公人を得るのが当時広く見られたのではないだろうか。（寺沢志摩守様村浦御定書并熊沢三郎右衛門殿覚書之写、唐津市佐志、旧岸田家文書）。

(四) 宮本又次編『藩社会の構造』五〇頁。同著『大坂町人論』四九・五〇頁。
(五) 『大日本史料』十二篇之四、一九六頁。

(六) 承応元年十二月廿三日、掟（諺早市諺早家文書、無題青表紙法度集）。

(七) 承応四年卯月一定（諺早家文書）。

(八) 貞享元年年行司御掟写、元禄四年年行司掟写（いづれも鍋島家内庫所々藏）に同趣意の条文見ゆ。

(九) 貞享元年年行司御掟写に『……他領之者を下人ニ抱置候儀も可為同前事』とあり、同前は『堅法度ニ申付候』の意。なおこれよりさき諺早家の郷内定（承応四年卯月）では『……他領之者を下人の抱置候儀も可為停止事』とあり。

(一〇) 注(三)前掲旧岸田家文書。

(一一) たとえば万治元年九月の定には『領内男女他領へ売放又ハ質ニ置べからざる事』とあり、寛文拾貳年十一月の定には『男女他国に売渡候儀令停止事』その他あり（制札留、古帳、九州文化史研究所写本）。なお元禄十六年にも万治元年と同文見ゆ（正徳四年、対馬国・肥前国之内領分村々浦方建置候高札写、右同）。

(一二) 馬場文書、寛永九年十二月九日（中村吉治著『近世初期農政史研究』二四六頁所引）。

(一三) 御奉行所日記抄出三（北岡文庫所蔵）。

このほか次の如き史料もある。

『坪井町 徳右衛門』

右徳右衛門儀、御国[、]之者[、]を肝煎、筑後へ奉公ニ出し、請人ニ相立候ニ付、右同日（万治四年四月廿三日）ニ御誅伐被仰付候事、

（慶安四年八月ヨリ
寛文元年四月迄 誅伐帳 北岡文庫所蔵）

（二四）『寛文九年十二月九日』

一、男老入 南郷馬見原町 四郎右衛門

一、男老入 同所 藤兵衛

此もの共しち奉公人を申か
すめ、年季をも不限、永ク
召置申ニ付如此申付者也

右両人之もの共日向之内にて三藏と
申ものを銀百貳〇五匁ニ買取、奈須
之内江藤村に召連レ参、銀四百三十拾
目ニ売申ニ付、於本所誅伐被仰付、
首をかけさせ被成候事

（寛文元年
元禄四年迄 誅伐帳）

（二五）『寛文三年二月廿五日御誅伐被仰付者之覚』

益城郡甘木村 猪右衛門

生所合志郡田嶋村之者ニ而候先年北甘木村へ入置入候由

さゝ札
右猪右衛門儀立花左近殿領分ノ走参候ハ
兵衛と申者をかどハかし、有馬左衛門殿
領分ニ召連参、永代式百目ニ売、身代銀猪
右衛門請取申候、扱ハ兵衛申候ハ永かん
にん仕候方成間敷由猪右衛門ニ申候得
ハ、かんに成間敷と存候ハ、我等方
爰許ニ相待居可申候間、五六日も過候ハ
走候て待居候処ニ参候得と約束仕、其
後ハ兵衛儀猪右衛門待居候所へ参候を召
連、此方江罷歸候……猪右衛門儀ハ卯
ノ三月廿二日ニはり付被仰付候、ハ兵衛
方ハ柳川領之者ニて候付、三月十一日ニ
柳川に被差返^{（戻）}……

近世前期肥後における「上方抱下し者」

（注一四）に同じ」

（一六）幕藩体制自体が構造的に各藩の相対的独立と封鎖性、各藩の幕府乃至直轄都市との直接的つながりをとらせていたと云える。すでに秀吉が加藤清正・小西行長に対し「豊後国之百姓其外上下不限、男女童近年令売買、肥後国ニ在之者之事、申付急度可返附候、殊去年以來買捕候人之事、猶以可為買損之旨、堅可申付候、於難渡者可為曲事旨、可申触候也」と令していることを注意（下川文書、中村、前掲書二四四頁所引）。なお農民の走り者について領主間相互に人返しをしたことも注意せよ。

（一七）安岡重明著『日本封建経済政策史論』特に第四章。なお朝尾直弘、近世初頭における畿内幕領の支配構造（『史林』第四二巻一號）も参照。

（一八）安岡、前掲書、一四三頁。

（一九）近世期の農村奉公（『神戸法学雑誌』第五巻三號）四一三・四一五頁。

（二〇）『封建社会の農村構造』一二四～五頁。

（二一）同右書、一四六、七頁。

（二二）以下近世前期における奉公人の問題（『近世史研究』第三巻四・五号、特に五号）。

（二三）同右（五号、二七頁）。

（二四）大竹、前掲稿、四一五頁。

（二五）前引史料、一二頁参照。

（二六）滝川政次郎、日本労働法制史研究（『社会問題講座』第十一巻一二〇～一頁。豊田武著、『日本商人史』第五章第二節人買い）。

（二七）岡本良知著『十六世紀日欧交通史の研究』第三篇第四章。牧英正、秀吉前後の人身売買法（『法学雑誌』第五巻一號、第六巻二號）

（二八）中井竹山著、前掲書、四四四頁。

（二九）中田董博士が年季奉公契約を純粹なる年季奉公契約と身売的或は身代金年季奉公契約とに區別して考えられていることを注意すべきである（『法制史論集』第三巻三五～二頁）。往々質物奉公を重視するあまり藤田五郎氏の譜代下人質物奉公人↓居消費奉公人↓年季奉公人のシエーマを無批判に採用するのは中田博士の貴重な指摘を無にするものである。拙稿、近世北九州農村における質奉公人（宮本又次編『農村構造の史的分析』一五

○頁参照)。

(三〇) 山口徹氏は「年季奉公人の変質過程のうちに賃労働形成の方向を認める」人たちの中に私も含まれているけれども(封建社会解体期における雇傭労働『歴史学研究』二二二号、二三頁)私は手放して年季奉公人全般について云っているのではない。拙稿、近世北九州農村に於ける奉公人の供給事情(宮本又次編『九州経済史研究』所収)九二頁以下、幕末期辺境における村方商人Ⅱ地主の雇用関係(『経済学研究』第二十三卷三・四号)二六三頁参照。薩摩藩のデカン・メロ的年季奉公人(拙稿、幕末薩摩藩における上層郷土と永代下人、『土地制度史学』創刊号、四六頁)などにも、賃労働形成の方向を認めるつもりはない。

(三一) たとえば津田秀夫、幕末期の雇傭労働について(『土地制度史学』第八号)参照。

(三二) 逆に云えば、中世の謡曲や狂言・御伽草子等に見える京より東国への人勾引、買下りの性格は「上方抱下シ者」の性格から類推されるのではないだろうか。すなわち東国土豪の農業経営と直ちに関連づけ、開発の労働力と見るよりも(もちろん男は柴刈、女は塩波み等の説話があり、それを否定するものではないが)、むしろヨリ非生産的な従者・侍童(あたかも一般商品における珍奇・奢侈品と同様に)が主流ではなかったろうか。

〔後記〕 小稿は伊東多三郎氏を代表者とする文部省科学研究費「藩制成立史の総合的研究」の分担報告の一部である。小稿を草するにあたり細川家北岡文庫、松井家、上妻博之氏、山口啓二氏、森山恒雄氏、堅田精司氏、九州文化史研究所の諸兄弟には種々御世話になり御教示を受けた。録して厚く感謝の意を表する。

なお引用史料中の抹消部分には印刷の都合上左傍に~~~~~を附した。

(一九六〇・九・一〇)